をめぐる座談会

文化財保護法制定前の文化財の保護

国宝の保護をめぐる座談会

間 元文化財保護委員会事務局美術工芸課長 文化財保護委員会専門審議会専門委員元文部省宗教局長

井 利 吉 文化財保護委員会専門審議会専門委員元古社寺保存会委員

護 文化財保護委員会委員

彰 = 文化財保護委員会専門審議会専門委員元文部省国宝鑑査官

武 浅 貞 長 東京国立博物館長 法隆寺国宝文化財保存事務所長元文化財保護委員会事務局管理課長

文化財保護委員会専門審議会専門委員元国立博物館保存修理課長

大 詔

司会者 有 光 元文化財保護委員会委員元文部次官

安 達 元文化財保護委員会事務局庶務課長

(敬称略発音順)

史跡名勝天然記念物の保護をめぐる座談会

切善 次 元内務大臣

日光二荒山宮司

吉 文化財保護委員会専門審議会専門委員

村 文化財保護委員会専門審議会専門委員元文部省宗教局長

法隆寺文化財保存事務所長元文化財保護委員会事務局管理課長

武

有 光 元文部省社会教育局長 元文化財保護委員会委員元文部次官

柴

沼

黒 板 昌 文化財保護委員会事務局文化財調査官元文部省史蹟考査官

司会者

安 達 元文化財保護委員会事務局庶務課長

(敬称略発音順)

国 宝 護 を め る

文化財保護行政の沿革と申しますか、文化財保護行政の発展の跡をたどつていただきまして、将来の文化財保護行政の発展 ないたいと考えておるわけでございます。その一環として本日は文化財保護行政の先輩の先生方にお集まりを願いまして、 れ、文化財保護委員会が発足いたしましてからちようど五年になりますので、五周年にちなんだ文化財保護週間の行事を行 間といたしまして、文化財保護思想の啓蒙、普及に努めております。ところが今年は昭和二十五年に文化財保護法が制定さ てまことに感謝のほかはございません。文化財保護委員会では昨年から、十一月一日から七日までの一週間を文化財保護週 のいしずえにしていきたいと考えたわけでございます。 本日はことのほか暑さきびしい折から、また皆様御多忙の中を多数お集まりいただきまして、主催者といたしまし

まく進められるように念願しておるわけでございます。どうぞよろしくお願いいたします。 ます。私は文化財保護行政にははなはだ未熟な者でございますから、ぜひ皆様の御指導と御協力とによつてこの座談会がら ども考えたわけでございますが、この二人の方は司会者となられますよりは、むしろ座談会の一員となつて大いにお話をし 井さんのような文化財保護行政の先輩の方がおられますので、実はそういう方に司会をお願いした方がよいというように私 ていただきたいと考えましたので、もしも皆様のお許しを得られれば私に司会をさせていただきたいと存ずるわけでござい そこで文化財保護行政を二つに分けまして、「国宝の保存行政」と「史跡、名勝、天然記念物の保存行政」といりよりに分け 皆様方できるだけ御自由なお気持で話し合つていただきたいと思うわけでございます。事務局には本間さんとか武 二回の座談会を 開きたいと考えております。 それで本日は明治以来八十年になんなんとする 国宝保存行政の発展

お話合いを願いたいと思りのでございます。 保存行政の沿革と称しますプリントに大体おもな事柄は載つておると思いますので、 それでは文化財保護行政のうち国宝保存行政の発展の跡をたどりましてお話していただくわけでございますが、 この表をごらんになりながらいろいろ お手元

义化財保護行政の前中

を抵当に入れてはならないとしているのでありまして、これも宗教団体法制定まで生きておつたんです。それから明治十二 の地所建物什器等を抵当とする場合の手続きを定めた規則の中から「宝物古文書類を除くのほか」と割書きしてこれらの物 ずるといらのが出ております。これは一寸ややこしい規則でして、よく見なければわからないような規則なんですが、 ずる、」という達しが出ております。 けておつたんですが、それに気がついたと見えて明治九年の二月に、文部省から「古文書類もやはり六年の太政官布告に準 官から出しております。 のたりとも自儘処分すべからず、 若不得已儀有之候ば……委細具状をもつて文部省に 申立つべきこと、」という布告を太政 し出すようにという達しを出しており、ここで初めて宝物古巻古文庫目録帳というものができたわけであります。 七月には、「神社、仏寺とも古来所伝の什物、衆庶寄附の諸器並びに祠堂金 の 類は、神官、僧侶はもちろん氏子、檀家のも をやつておるのです。それから明治五年に文部省は、「仏器、什物一切帳簿に記載して、 檀家総代、 法類等奥印のうえ寺院 に備え置くべきこと、」という達しを府県に出しております。それから古器物等が散逸するおそれがあつたと見えて、翌六年 ものを出して、社寺の土地を没収するというので、それを実行しながら一面古器旧物保存方の布告をするというようなこと す。明治四年に太政官から古器旧物保存方の布告を出したのは非常に注目すべきことで、この明治四年に社寺上地令という 存ということには相当力をそそいでいたんです。ここに書いているように明治四年の五月に太政官から古器旧物保存方の布 今度は内務省から府県に対し、管内府県社以下神社竝寺院共所蔵の宝物古巻物等の目録を取りまとめて内務省に差 これはだいぶ古いのが抜けておりますから、それを補いながら……。 明治政府は明治初年以来古社寺保存、宝物の保 翌五年五月には京都府外一府八県に一 この規則は宗教団体法が制定するまでずつと生きておつたんです。それから、この中で古文書が抜 それから明治十年の五月に太政官布告で神社並びに寺院の宝物、 -おもに 近畿地方ですが---文部省の 職員を派遣して 調査させておりま 古文書類の抵当を禁 それから

つたということが諸々の規則のらえからわかるのでございますが、ここに印刷されていない分の補充の意味で申し上げてお たわけです。すなわち、 です。それでさきに申しましたように、明治初年の諸事勿々たる時分から、明治政府は宝物類に対して相当熱意を持つてい らぬということを内務省から府県に通知しているのであります。それから明治三十年の古社寺保存法時代になつてくるわけ れがややこしかつたと見えて、古器物、古文書目録帳に記載してあるものがそれに該当するんだ、それは抵当に入れちやな あるということを内務省から通達しております。 ります。さらに同年七月には、宝物、古器物、古文書目録帳中に記載の物品は明治十年の太政官布告の抵当を禁ずる物件で 刹等にある文庫、経蔵儲書等を調査のうえ取りまとめて内務省に差し出すように府県に達しを出し、官国幣社にも出してお 同じ明治十二年の五月、今度は古文書とは別にまとまつた文庫や経蔵なんかを調査するために、大社、 いろいろな布告や通達等を出して、それらが散逸せぬよりに、 前に宝物、古文書類の抵当を禁ずる太政官布告のことを申しましたが、そ 長く保存されるよりに力を尽してお 古社ならびに名山古

られておつたんですね。 安達 どうもありがとうございました。そうしますと、大体明治三十年に至るまでの文化財保護行政というのは社寺に限

下村そういうわけです。

きます。

安達 それから個々のものを国で指定するというのでなしに、従来から持つているものを保存せよということだつたんで

下村 その場合に宝物取調べが行なはれ、鑑査状を出したりしています。

本間 取調局というのは何省に属しておつたんですか。

これはよく知らぬですが、内務省所管であつたかと思います。 九鬼隆一さんが会長で全国の社寺を廻つて目ぼしい

ものには鑑査状というものを出しております。鑑査状付というのが今でもありますよ。

本間 取調局で鑑査状をつけたのは個人のものにもみんなつけたわけでしよう。

安達 当時の原簿というか台帳というようなものはあるんでございますか。

をして渡したようにも思えるんです。それから鑑査状として私ども忘れられないのは、あの時分いろいろな制度が外国の影 には優秀なものも含まれております。 は、いろいろ非難もあり賛否相半ばしているようですけれども、 ており、調べたものは「検」という検印を押してあります。そういう意味での登録はできておつたわけです。鑑査状について す。その結果が国宝とか重要美術品とかいうものになつて登録されてはいないけれども、鑑査状が今でも現物と一諸に残つ つたらしいんです。明治政府が非常に熱心でどこまでやつたか知らないが、 ようなものは博物館にあつたんじやないかと思います。ところがそれを内務省の宗教局が引き継いでいなかつたように思り 響を受けて、 とかなんとか、官吏としてはささやかな肩書をつけてみんな並べてあるのです。 と同じように、 それは私も聞いたんですが、鑑査状付のものがすべて博物館にあるので、私の知つている限りでは鑑査状の台帳の 今、下村さんの言われたように個人のものに相当鑑査状がついていますね。だからある程度までは個人のものもや 大学でも修業証書、卒業証書というようなものに担任の教授の名前を連名で自署して渡したものですが、それ 鑑査状にはその当時鑑査に当つた人の名前が一 はつきり覚えていませんけれども、優秀なものと参考となるものという二種類の区別 標準はかなり寛大だつたらしいのです。しかしもちろん中 今からいえば老大家、名家だけれども かなり 多数の人を 現地に 派遣して 調べたんで その時分従七位

安達 今でも鑑査状というのはごらんになりますか。

ときどき見ることがありますね。 あの当時それをばかにしていた連中もあるけれども、 それが何かものを言つたこ

のですね。 九鬼隆一が会長で、あといろいろな人がおりましたね。めいめいの名を書いているのでむしろありがたいようなも りつぱなものですよ。

思います。 丸尾 お寺へ行くとよく天朝様の御書付だなんていつて大事にしていることがあります。 上の方に御紋章が付いていたと

その時分あまり十分でないスタッフでよくああいらのをやつたものだと思います。

丸尾 溝口禎次郎(旧博物館美術課長)さんは確かに博物館に合帳があると言つておられました。

浅野 博物館にあるんでしようが、一度調べてみます。

武井 明治十二年のとろに古社寺保存金というのが出たと思いますが、あれはどんな根拠があつてやつておりましたでし

じように取り扱えという附則があります。従前のは法規的の根拠はなく予算だけとつたものかと想像します。 下村 保存金をやつておつたんですが、古社寺保存法ができてから従前下付した保存金と古社寺保存法による保存金と同

どうも調べてみますと、 建造物の修理と申しましよらか、そらいらところに出しておりますが……。

補助金の意味で出したのじやないかと想像するんですけれども、ちよつとわかりませんな。

古社寺保存法当時の保存行政

安達 当時の委員は、 私はまだ高等学校時代ですから……。私が関係したのは大正十三年でありましたか、そのときの会長は九鬼隆一さ それでは古社寺保存法以前の問題はこの程度にしまして、明治三十年の古社寺保存法の当時は如何でしようか……。 皆故人ですが三上参次先生とか久保田鼎さん、今泉雄作さん、髙村光雲さん、 小堀鞆音さん、

滝精一博士、黒板勝美博士、新納忠之介さん、中川忠順さん、荻野仲三郎さん等でしたね。

はかなり若い人がなつていた。 僕は明治四十五年に嘱託で入つて、そして大正九年には委員になつたんですけれど、その時分の保存委員と

その古社寺保存法当時のおもな指定と申しますか、あるいはその当時の重要事項というようなことで何かございませんでし それで古社寺保存法というのは一応特別保護建造物と国宝というような新しい制度を設けたわけでございますね。

これは一日おきにしても、とにかく常任であるわけです。あとは雇員一人で、ときどき調べてもらつて、 非常に規模が小さくて、そして常任の人などほとんどいなかつたのじやないかと思りんです。私の関係した四十四年でさえ れから特別建造物以外の宝物でも国宝関係の方は、はつきりしませんけれども、私の知つている現状から想像してみると、 身の人と、 受けた私が二十五円、 していたという程度です。ざつくばらんに申せばわずかな手当というのは、その当時中川先輩が七十円、平子鐸嶺のあとを 一日おきに勤めてやつておられた。そして中川さん以外には平子鐸嶺という人が一日おきという建前でやつておりました。 かわられた。それが明治四十年くらいじやないかと思うんです。私の関係したときは塚本さんがやつておられたんです。そ 建築の方は伊東忠太先生が委員であるばかりでなく、原案を作る仕事をやつておられた。それからその後に関野先生が 宝物の方については三十二年卒業の中川忠順さんが卒業して間もなく関係されたらしくて、それも毎日の勤めでなくて 私詳しいことは知らないけれども、四十四年に関係したときに、その前のことを多少聞いて知つている限りで申せ 後に技師になった阪谷君、 これが宝物の方のスタッフなんです。お隣りの建築の方を見ますと関野先生が毎週一度火曜日の午後 そらして関野先生が 伊東さんのあとを 引き継いでからのふだんの仕事は、 それに小川君という人をつかつてやつておつたと思います。 塚本さんにしても阪谷君 塚本慶尚という文学部出 わずかな手当を出

す。学校建築の技師が一人おりましたが、その技師という名前で文部省が二人の定員をとつて、その一人の技師を国宝関係 どい、重い仕事をする者が責任ある官吏でもない、また手当もなくほかの仕事と兼職しておるのはいけないとい うこ とか で一週間に一度来てやつておつたんです。その状態がずつと長く続いたんです。ついでに申しますとその状態ではあまりひ にしても同じ嘱託なんです。きまつた義務を持つた人はいないんです。それから雇いが一人で、あとは関野先生がかけ持ち れも一日おきの出勤が毎日出勤ということになつたんです。 にあてるということだつたんです。それで中川先生は、初めて文部技師というものになつて常勤になられた。同時にわれわ とになつた。これにもいろいろな事情があつたらしくて、文部省としては技術関係の高等官は非常に少なかつたらしいんで で大正七、八年ごろから政府の予算が膨脹したので、その機会に初めてかねての予算が通つて調査関係に本官の人を置くこ 責任のある本官をおこりといりことで骨折られたけれどもなかなかりまくいかなかつた。ところが第一次世界大戦のおかげ へん長く続いて、たしか大正二年の初めから大正九年ごろまで続いたと思いますが一 ら、当時内務省から文部省にかわつたときに局長になられた、元内務省の官吏であつた柴田良三郎という方が一 - 非常に熱心に予算をふやし、それから ーこれが大

といりことを先生は言つておられました。ですからその点は伊東先生の非常な功績だつたと思りんです。それから関野先生 にかわられた時期は、伊東先生が洋行されたときで、その留守を関野先生が預かられたんです。たしか明治三十六、七年ご れたのだそうです。 すると九鬼さんが 貫様はなかなかおもしろい男だ、 行つておられたとき、一面識もなかつたようですが九鬼隆一さんのところに出かけて行つて、大いに古建築の重要性を説か ことなんですが 大岡 今、伊東先生のお話が出ましたのでちよつと記録を残しておいて欲しいんですが-一つ自分と一緒になつてやつてくれ、ということで古建築が古社寺保存法の中に大きくクローズ・アップしてきたんだ -それはちようど三十年の古社寺保存法の準備時期だつたらしいんです。先生が平安神宮の造営で京都に 実はこらいら法律を 作ろうとしているんだけれど ― これは先生からじかに伺つた

られました。 ろじやないかと思らんですが。そのあとは伊東先生はもう大学の方だけに関係され、 伊東先生帰朝後も関野先生がやつてお

九鬼さんもやはりいくらかやつていましたよ。

顧問格みたいで関野先生と協調されてやつておられたんです。とにかくあの御二人でもつて建築史なり古建築の保

存を大体築き上げたのです。

古社寺保存法では保存金といいますか、補助金が出ておりましたが、そのころはどんな工合でしたか

万円になつたのが最高でした。 わずかながら法律できまつておりました。年額十五万円ないし二十万円国庫から出すと定めておりましたが、二十

これで見ますと東大寺が七十七万円……。

あれは古社寺保存法の関係じやないでしよう。

とにかく法律には十五万円ないし二十万円と出ておつたんです。

ました時、なにか大蔵省にかけ合うデーターがないかと探したのですが、われわれは経済家ではないから物価指数はわから というのはわれわれが戦争前あるいは戦争後に持つていた予算よりもはるかに楽な予算なんです。 ないので米の値段を調べたんです。そうしますと明治三十年が石七円から八円なんです。平均七円五十銭として十五万円で 補助金も出ておると思います。今、下村先生は十五万円では貧弱だとおつしやいましたけれども、私実は終戦後非常に困り 私はその間のことは詳しくは存じませんけれども、東大寺はたしか寄付金を主体にしてやつたんじやないですか。 終戦間もない頃で米の値段を公定と閣の平均で百円とすると二億円なんです。だからその時分の十五万円

僕のときは二十五万円くらいだつた。

大岡 二十万円で、臨時費が四万円ついていたんです。

細川 これがせめて百万円あつたら大へんなものだ、といり話をその時分しているのを聞いたことがあるな。

福井 東大寺は今大岡さんの言われたように特別だつた。

ちようど法隆寺の仕事をしたときのように特別な機関を作つたんじやないかと思います。

いて何かございませんか。 それから大正二年に宗教局の事務が内務省から文部省に移管になつたんですが、この移管になつた事情その他につ

これは奥田義人さんが文部大臣でしたが、当時奥田義人さんが山本権兵衛内閣の行政整理の参謀長であつたわけな

それが宗教というものは教育と一緒にするものだという奥田さんの意見に基づいて文部省へきたんです。

安達 文化財行政には関係がないわけですね。

んです。

下村 文化財行政も古社寺保存という関係で一緒にきたんです。

史跡名勝天然記念物の保存事務は、また内務省に残つていた。

安達をうですね。移つたのが大正八年です。

とはなくなつた。そういうことは確かにあつたんじやないかと思うんです。 た。内務省の者だというので優待してくれたが、ずつと後に文部省の人間として行つたんですが、郡長さんがくるようなこ 初めてお寺の調査に 行つた。 もちろん内務省時代ですが、 若僧が行つたのに年とつた郡長さんがあ い さ つ に来られ 内務省の方が調査をするには力強いだろうということを言つた人がありましたが、明治四十五年、大正元年のときで われわれがそのとき二十五円で勤めていたとき聞いたことは、内務省から文部省にかわると仕事がしにくくなるだ

九鬼隆一さんが保存行政は内務省に置けと言われたんです。というのは、 内務省の方が地方官ににらみがきく、

部省は一向にらみがきかぬから、宗教局が移つても、保存行政は内務省に置くのがいいんじやないかということを一、二回

そらいらことはあつたですね。私も両省に兼務してたんですが、地方へ行きますと県の扱いがずつと違らんです。

古社寺保存法時代で修理とか何かで特に問題になつたようなことはございませんか。

の紙を残しておつたんだけれども、戦災で焼いてしまつて惜しいことをしました。 常に重大なことだと思うんです。これが後の法隆寺の特別委員会とかいうものの元でしようね。先生が鉛筆で書いた建議案 て、それが通つて予算膨脹の時代に初めて、文部省から離れた特別委員会を作つて科学的な調査をやつたんです。これは非 ついて、古美術保存の施設を作ることを保存会から建議するということを発案されたんです。そして先生が建議案を草され たんですが、なくなられる前の保存会の席上で、岡倉さんは法隆寺の壁画が非常な重要なものだからあれを保存することに 福井 私ぜひ記録にしておいてもらいたいのは、大正二年の夏だつたと思うんです。この年の九月に岡倉さんがなくなつ

国宝保存法の制定

な特徴があると思います。その辺のところは何か問題があつてそらいらよらになつたのかどらか……。 御承知のように国宝保存法では、古社寺保存法が社寺の物件に限つていたのにたいし個人の物件にまで拡張したという大き されましたおもな動機といいますか、あるいは経過といいますか、そういうような点で何かお話を願いたいと思いますが、 国宝保存法が昭和四年に制定されて、古社寺保存法が廃止になつたわけでございますが、国宝保存法が新しく制定

あるということが問題になつたんです。それで特にお茶に関係のある人から非常な反対が出たんです。 僕はちようど貴族院 でその委員会の委員長になつてそらいら話を聞いたんです。 これが議会に提出されたとき一番問題になつたことで、やはり個人のものを指定するということと、出陳の義務が しかし大勢は個人のものも国のものもそういう美術的に価値の

激論をした人がおりましたよ。しかし結局原案どおり通つた。 あるものは何とかしなければならぬということだつた。しかし陶器とか茶器とかなんかを出すことはなるたけやめてほしい というようなことはありましたけれども、 - 法律ができても十分注意して皆様方の意に沿いたいというようなことを言つておられた。中にはずいぶん それは文部当局もよく了解して 文部省から荻野さんが政府委員として出てお

めて私のところによこした書面があるんですが、それを元にして案を作りました。これが偶然残つておつたんです。私は宗 でもあり鑑賞家でもありまして、非常に関心を持つていた。そこで小泉策太郎氏と今の三人がいろいろ相談した結果をまと 力をなしたのは滝、黒板、荻野の三君です。それから当時政界に非常に羽振りのいい小泉策太郎といら人、この人は所蔵家 たわけです。それから九に罰則を按配整理したこと。これだけの要項で国宝保存法というものができたわけです。この原動 宝保存金国庫支出額は必要により規定以外にさらに臨時支出をなし得ること、それで昭和四年度は二十五万円に増額になつ と、これが問題になつたんです。五はすべての国宝を国宝台帳に登録し、その法量、材質、形状、所在等を帳簿上に明らかなら 則として輸出、移出を禁ずること。四として国宝の所有者は官公立の博物館、美術館に一定期間内出陳の義務を負担するこ 教団体法があるし、ちよつと困るなと思つたけれども、 たは美術の模範たるべきものは国宝となし得ること。(個人所有の国宝の国内における売買、譲渡は制限せず)三は国宝は原 て国宝となすこと、それが一つです。二は個人、公共団体および国有の建造物、宝物その他の物件をも、 小笠原豊光君に国宝関係をお願いしましたが、その要点はこらいらことです。特別保護建造物と国宝との区分を廃し、すべ き文部省から宗教団体法というのが出ていたんです。私は宗教団体法に専念しまして、ここにおられる有光さんと荻野氏と しめること。六は国宝の現状をみだりに変更することを禁ずること。七は国宝の指定解除の制度を設けたること。 国宝保存法の立案は実は私がしましたので……。今、お話のようにいろいろとありますけれども、 ぜひやつてくれというのでとうとう……。 特に歴史の証徴ま ちようどそのと 八には国

本間 そのときの大蔵大臣は高橋さんでしたか。

強くてどうにもしようがなかつたが、国宝の方は今細川さんのおつしやつたような難点もあつたけれども、 いのであまり政府いじめにならなかつた。 昭和四年の大蔵大臣は三土さんじやないかな。それで案を作つて議会に出したんだが、宗教団体法の方が風当りが この方は受けが

本間 それの導火線になつたのは西本願寺の三十六人集が切られたということじやないんですか。

れたんです。 細川 それが動機じやなかつたけれども、 大谷尊由といり人は三十六人集のことについて荻野さんとずいぶん議論をやら

下村
大ていの新聞は保存法に賛意を表していた。

いるんだといりことを言つて非常に攻撃した人があるんです。 その中で逆説を言つた人があるんです。茶器とかなんとかというものは販売が自由だから値を上げるためにやつて

福井 大口喜六という人も熱心な美術愛好者だつたですね。

浅野 あの人は歴史にも趣味のある方でしたね。

けれども、同時に自分としては心配だ、それはざつくばらんに申せば、個人のものをやるといろいろめんどうだというので になつてから局面が一転したんだろうと思います。 決心がつかなかつた。 ろうという話になり、 昭和三年ごろでしたか、中川さんのおられるとき、寺ばかりのものでなく個人所有の古美術品についても調査をや 個人の方もやるということはわれわれ学問する者にとつては非常にありがたいことでけつこうである 幸か不幸か中川さんが病気をせられて昭和三年になくなられ、 荻野さんがそのかわりをやられるよう

浅野 史跡、名勝は内務省に残つていたんですか。

武井昭和三年に移りました。

して何になるんだということだつたけれども、 先輩の徳川頼倫候爵が一人で熱心に方々に署名してもらつて建議案を出した。議員のだれもかれもそんなものを指定 名勝について一言すると、史跡、名勝というものには一般にはあまり関心を持つていなかつたようですけれ 徳川君が非常に熱心にやつて通つたんです。 あの功績は多とすべきだと思い

いら実情があつてでしよらか、 話が元に戻りまして恐縮ですが、国宝保存法で新しく海外輸出の禁止をしたわけですが、 それとも自動的に国家的な立場からそれを禁止しようとしたのか、そこはどうなんですか。 それは当時ものが出ると

丸尾 禁止は重要美術品からでしたね。

重美だ。 重要美術品というのは為替レートがかわつてきたからどんどん出るというので、 そのときに急いで滝さん

二十日の大阪毎日に出ている ここにも法隆寺の国宝盗難事件という新聞記事があるが、 出帆まぎわに横浜で取り戻したというのが昭和三年六月

ますが、 安達 その活動状況といいますか、あるいは委員の先生方の思い出話というようなものを一つ……。 国室保存法で国室保存会という機関が設けられまして、 皆さん方がほとんどそれに関係していらつしやつたと思い

、下村 これは細川先生がずつと会長になつて……。

だ。僕はいやだと言つたんだが、 に勧められた。 思い出話はたくさんあるけれども、 僕も重任だとは思つたけれどもとうとう引き受けさせられた。 少くとも僕なら若いからしじゆう出てくれるだろうというので、滝さんと黒板さんに非常 初めに僕のところに来られて会長になれと言われたのは滝さんと黒板さんなん その時分はなかなか自信の強い人ばかりで、

僕は一番若くて先輩ばかりだつたから非常にやりにくかつた。

安達 指定なんかのとき議論が沸騰したわけですね。

だめだということでずつと押してきていましたね。 指定のときは国宝というものは重要なものであるから全会一致でなければいかぬというので、 一人でも反対したら

安達 その点は今でも……。

本間 彫刻部会というのはそういうやり方を踏襲していますね。

下村 細川さん、 雪舟の花鳥屛風の件は国宝保存会になつてからでしよう。

細川 国宝保存会になつてからです……。

僕はあのときの会議の様子を知つているが、国宝保存会で伝来確かなものでずつと雪舟で通つているものが、

委員が怪しいと言い出したんだ。その人一人でしたがなかなか熱心でした。

本間 下村先生その時何かしかられたんじやないですか。

下村 山田孝雄先生なんか泣き声で論ずるという激しい議論の結果、全会一致にならぬものだから伝雪舟ということでず

つときておつたわけです。今聞くと文化財保護委員会になつてから雪舟として指定になつたそうだけれども。

細川 採決をとつたのはあのとき一ぺんだけですね。

本間 福井先生も国宝保存会に出ておられたわけですが、何か……。

福井 私は明治四十四年に入つて、 その当時は岡倉さんがアメリカから帰つてこられて、 岡倉さんが会をリ しておつ

細川 その時分非常にやかましく言つたのは、 国宝台帳に登録し、 その法量、 形状、 所在等を帳簿上に明らかにするとい

をはかるかということになつた。そういう困難の中で正確を期するということはむずかしいことですよ。 するかといえば名案がないんだ。 ぬという内規があるんだ。そうすると三十三間堂の千体の仏像を全部やつたら予算がなくなつてしまうのです。これをどう うことだけれども、 そこにいろいろな盲点がある。 今でも困るのは写真なんかのいいのがなかなかないんだ。これを厳格にやらなければならぬという話だ また国宝は目方をはからなければならないといわれたときに、奈良の大仏はどらして目方 たとえば国宝の仏像なんというのは四ッ切りの写真で四枚とらなければいか

それが大へんやかましかつたんですけれども、できるだけ精密な記録をとろりということにおちついたんです。

細川 恥しいけれどもいまだに写真というものは完全でないようだね。

とですね。 丸尾 そのことに関連してですが、一番困つたのは大正の大震災で文部省全焼とともに台帳がそつくり焼けてしまつたこ

安達 国宝保存法が制定されてだんだんと個人のものも指定されてきたわけですね。

ら……。古社寺保存法時代の昭和四年以前には専門の図面を引く雇いの人がいたんですが、 で部屋に出してあつて焼いてしまつたんです。倉に入つていれば焼けなかつたんですが、ちよりど整理中だつたものですか 大岡 国宝保存法になつてからそういう連中が 修理の計画だとか 監督に回つたものですから、 台帳の件は建造物の方から申しますと、今丸尾さんの言われたように大正震災のときに図面を整理しようというの いろいろ仕事が忙しくなつてき 台帳ができなくなったんで

安達 そのころの文部省の機構はどんなでしようか。

という名前に変つたわけです。 国宝保存法ができて文部省の宗教局に初めて保存課というのができた。今までは古社寺保存課だつたのが、 保存課

国宝鑑査官が一人、属が一人、技手が四人、こういう状態です。 記録によりますと、今の国宝保存の事務の人がどのくらいふえたかといえば、 もちろん本官だけですが、

浅野 そのころ藤懸さんが鑑査官だつたんですね。

なかつたですか。 本間 自分の所有物を指定されることをいやがつた人があつたんですね。米沢の上杉さんや徳川義親さんなんかそうじや

持つてきたんだが、指定が延びてしまつたものだから大橋さんが非常に怒つた。 細川 国宝指定というのは非常にむずかしいんだけれども、大橋新太郎さんの屛風のときでも非常に大事だからと会議に

法隆寺の国宝保存事業

安達 それから法隆寺の国宝保存事業部というのができましたのは、 その当時でございますか。発足当時の事情について

細川 法隆寺の国宝保存事業部のできたのは昭和九年からで、その前身は聖徳太子奉讃会じやないかな。

用を補助するということは法隆寺なるがゆえに実現したものであります。また今までは国宝建造物の修理に対する補助金の 継続事業となりました。この総経費の中には、 いうことで、その当時お寺には財力こそなけれ、佐伯長老がおられ、会には相当有力な方がおられたものだから、 画的な修理をすることは百年河清を待つ状態である。それでもつと重点的に補助行政を確立しなければいかぬじやないかと 大蔵省あたりに働きかけて予算化に成功した。当初文部省では総額百万円十ヵ年計画として立案したが、結局十五年 さきほどお話しがあつたように当時国宝に対する補助金が二十万円前後というようなことで、法隆寺の総合的、 従来は国宝そのものの修理費にだけ補助金を出しておつたんですが、 国宝建造物および国宝宝物類の修理費のほか、国宝宝物類を格納展観する宝 宝物を入れる建物の費 それが文

委託することになり、ここに従来の機構は廃止され、法隆寺国宝修理工事の直接の責任は、この委員会が負うことになつた える必要にせまられ、ここにおられる細川さん初め数名の方が文部省の諮問を受けて、 たわけです。ところで、これらの機関の性格は、官制に基づく国の機関ではありませんが、全く私的なものとも言いかねる 部長とする法隆寺国宝保存事業部を置いて、本工事の総務部的役割りを担当することになり、法隆寺の現場には法隆寺伽籃修 する法隆寺国宝保存協議会を設けて、修理の根本方針と工事の進捗に伴つて発生する諸問題を随時決定するとともに、次官を 如何に実施するかということは、文部省がお寺の委託を受けて工事の施行に当ることとし、そのために粟屋文部次官を会長と 年継続的に予算が認められるということになつたのです。当初の十五年計画というものは、経費の節約や繰り延べなどのた ものでありました。 引きのばされて行きましたが、 一棟一棟個々に詮議されていましたが、法隆寺に関しては綜合計画を策定して大体の将来の見通しをつけながら毎 文部大臣の委嘱する五人の委員よりなる法隆寺国宝保存委員会というものに、文部省は修理工事の実施を そこで、法隆寺の金堂壁画炎上問題がきつかけになりまして、責任の帰属のはつきりした機構にきりか 京大教授の武田五一博士が初代の所長になられ、 戦争になつても中絶はしなかつたのです。その予算をどうして使うか、この全体計画を 現場の技術的な面の全部に栄配をふるつてやつておつ 今後の執行機関のあり方について、

たしかあれができたのは昭和三年でしたね。 の局長の粟屋さんのときからずつと続けてやつて、 古社寺保存法時代にも法隆寺には特別力を入れておつたのです。法隆寺の防火設備、水道施設、あれは私の前の前 昭和三年だつたと思いますが、 山の手から水を引つばつてきたのです。

大岡 大正十五年ごろから昭和二、三年ごろにかけてやつたのです。

下村 粟屋さんの時代に始めて、私の時代に完成しました。

畑川 武田博士と大井清一博士とが尽力されましたね。

方としては一般補助金総額が十五万円ないし二十万円で非常に痛かつたですが、法隆寺は特別ということで、このようにして いた訳です。総合大修理の予算が成立したのは黒板さんなどが各方面を説いたのが相当力になつているのじやないですか。 九年総合的大修理がはじまつてからも実際を言いますと、一般補助金からも毎年二、三万円ずつ補充しておつたのです。私の 今の法隆寺の問題は、下村先生のおつしやるとおり古社寺保存法実施以来毎年数万円補助してきましたし、また昭和

やはり黒板さんあたりが主力で、結局、 法隆寺の第状を聞かされて、 何とか特別な予算を取ろうというので諸方面

に力説されてあれが成立したと思います。

安達 それから、姫路城の方は、法隆寺と同時でございましたか、

武井 姫路城を始めたのが昭和九年ですね。

有光 私のあとです。それからどうしましたかね。

大岡 九年に水害があつたのです。それで予算要求をしたけれども、通らないということで十年に出したのです。

有光 そういら重点的な考え方が法隆寺をきつかけにして出てきましたね。

安達 国有だつたけれども国宝保存法で扱うことになつたわけですね。

大岡 実ははじめらつかりして補助金を出すことに考えていたのですが、 国有のものに補助金は出せないのは

T然で、直営工事として出発した訳です。

聞発表をすると同時に、 文部大臣は国宝に指定するために、国宝保存会に諮問しなければならぬのでありますが、宮内省で名古屋城下賜の新 名古屋城が帝室から国へ下賜になりますとき、政府としては、下賜と同時に国宝に指定しようということでありま 政府では国宝に指定されたということにするため、保存会には新聞発表よりさきに諮問しなければ

がありました。あれはものがいいからというので、問題なく通して頂きましたけれども……。 ならぬ、しかし会議の内容が事前に漏れないよりにといりので、細川国宝保存会長に、会の運び方について御相談したこと

即決したものだから非常に評判は悪かつた。 小委員会に はからずにやつたものだから 非難ごうごうでし

だけで会長の責任で決定したわけです。 初め常任委員会を開いて、それから本会議を開くのが通例ですが、 それをやつているひまがないものだから本会議

ドイツにおける日本古美術展

安達 ドイッで初めて日本の古美術展を開いたのは何年ですか。

昭和十三年十二月一日に出発し、展覧会のあつたのは十四年三月中です。

文達 その展覧会の様子を簡単にお話しを願えませんか。

わざ頼みにきて、 いらドイッきつての大先輩でドイッ博物館全体の長だつた人が、日本にもいろいろおもしろいものがあるだろらからとわざ しました。 これは細川さん御承知ですが、 昭和十二年の終りごろ、すなわちナチの時代でしたからすべて統制されておつたのですが、 特別の事情から強く要求されたのです。これは学界が主体になつて仕事を

安達何点ぐらいお持ちになつていましたか。

福井 百五十点近くありましたね。

細川 大島君が大使で、荒木さんが文部大臣だつたね。

初め僕に行つてくれということだつたが、井上(三郎侯)君はドイッ語もうまいし、大島君とは親友で都合がよいか

らというので推薦した、井上君は喜んで行きました。

外国へ出すことがいいとか悪いとかで非常にもめたじやありませんか。

細川 外国へ出すときはいつももめるのです。

滝先生が、受け身じやいけない、やるならば自主的にやれ、 というのでだいぶ強硬でしたねの

やるならば軍艦に乗せてやれということを山田さんが言つていました。

細川 ところが、軍艦の方がかえつて**危**ない……。

安達 向らでは一ヵ月ぐらいでしたか。

福井展覧会は一カ月でした。

安達 評判はよかつたですか。

かれたが、それより入場者が多かつたと聞かされたように記憶してます。またちようど、ヒットラーの五十才のお祝いがあ が、その九月一日か三日かにドイッの宣戦布告があつたでしよ。 つたりして非常にはなやかな時で、 評判はよかつたです。開場式にはヒットラーが出席し、新聞も大きく書き立てました。あの前にオリンピックが開 ヒットラー時代の一番絶頂のときでした。展覧会終了後六月にこちらへ帰つ たの で す

重要美術品等調查委員会

宝保存会のほかにもう一つできたわけですね。両方とも委員は全然別個だつたのでしようね。 それから重美の法律の関係ですが、これについて何かお話がありませんか。重要美術品等調査委員会というのが国

有光 重要美術品等調査委員会の委員にはたくさん新人が入りましたね。

急いで認定しなければならぬというので急いでやつたのですが、ずいぶんたくさんやつたですね。 あの法律の非常

するかどつちかということで議論したのですが、申し出る人がなかなかないのです。 にむずかしいところは、これは仮りに認定するのだけれども、もしも申し出があつたときには国宝にするか、あるいは解除

本間 一点申し出た人があつたでしよう。

を考えたわけです。主として御尽力になつたのは、やはり滝さんと黒板さん、それから内部では荻野さんが呼応しておられ 美術品だということを知つているはずだというわけです。 が知らないで出すことは警戒しなければならない。 ました。下村さんが局長をやつておられましたので、よく御承知ですが、終始政府部内で力になつて下さつたのが大口喜六さ か、五十年たたない作品は価値が決定できないだろうからそれも除くとか、それから輸入後一年たたないものは除くとか、そ うしないと中国のいいものがだいぶ日本にきておつたのがとまるかもしれないという心配から、そういうものをはずすこと もありますから、その範囲を 必要の 限度に 止めることは 当然考えるべきでありまして、現在生きている人の作品は除くと へ出すようなことは、 い関税をかけたらどりだろりかといりことで 検討したのですが、 滝さんはそれに反対で、 美術行政の 一環として文部省で 海外流出については、 めで、ドイツの 制度などを 研究しました。 ドイツは 日本よりもつと 為替が下つた 経験を持つて おりますから、 美術品の ことで検討したのです。 あの制度については、私比較的よく知つておりますが、あの制度になる前に、 とにかく出してはいけない、待つたをかけることが一番今大事だというのです。 かなり経済的な考え方できめる建前をドイッはとつていたのです。 為替上の利益、すなわち、外貨を獲得する利益とその美術品を失り損失とを比較して利益の多い方に 確かに今までの所有者はしないと言われるのです。ただ、 一つの考え方は、国宝の仮指定の制度を設けたらどうかという説もありましたけれども、 もつとも、そらいら売買の委託を受けて扱つている者は、 しかし、重美に認定することは、 所有者の委託を受けて 扱つている道具屋 われわれも良いものが出るときには 高 ほかの考え方がないかどうかという 所有者等に迷惑をかけることで 現実にそれを くぐつて外国 これが重要

れは成立しないという、そらいらきわどい経験をさせられました。 ければ間に合わないという前日になつて書類の進行がとまつてしまつたのです。ところがそのときの主税局長が藤井真澄さ ないというのであつて、大蔵大臣や次官、政務次官という上の方の了解はついておつたにもかかわらず、あす閣議に出さな 大口さんだつたと思います。ところが途中で思わぬことにぶつかつたのです。 予算の 見込みがたつて、 文部省から 大蔵省 んで、関税課長が飯田九州男さんでしたが、この飯田さんが主計局と交渉して、 にはいいものもあるが、そうでないものも大分あるということを聞いていた私は判断に迷つて、微苦笑をもらしたことを思 するものだけを重美にするということでは当を得ないのではなかろりかと言われたとのことです。当時髙橋 さん の 所蔵品 き、大蔵大臣は当初賛成されなかつたそうです。それは、高橋さんがいろいろ美術品を持つておられたが、 へ法律案の合議の書類を出したところ、 はそらいら美術品を見る目がない、 大口さんは当時大蔵政務次官で、高橋是清さんが大蔵大臣でした。大蔵省でこの下話しを大口さんが持ち出されたと こつちも一晩中ずいぶん気をもみました。明朝の閣議に間に合わなかつたら、 主税局の言い分は、税関にそれぞれ美術のわかる人間を配置してその手配をしなければ海外流出防止の責任が負え 今度は、自分で書類持廻つて、大蔵省内の判をまとめてくれました。そして一晩のらちに文部省へ回してくれま それは余談として、とにかく色々な反対論や消極説を根気よく大蔵省の中で口説いてまとめて下さつたのが、 国外流出防止の効果があるといら考え方から、主税局に対しては事前に一応の連路をする程度に止ど 道具屋のように 真剣勝負で 鍛えられていない。ああいう連中がいいいいといつて認定 主計局はするする通りましたが 主税局で 握られてしまいました。 文部省は重美に 税関の所要経費を予算に計上することに成 議会の会期の関係で、 ほんとうにこ

丸尾 あのときは高橋是清さんの緊縮財政のときでしたね。

れたそうです。 丸尾 大口さんに聞いたところでは、高橋さんは、自分が緊縮をやろりとするときにお前はこの案に賛成するのかと叱ら

予算は取れたけれども、 文部省の予算よりも税関の人間の方によけい取られた、こういうおかし な話 はないです

安達 税関にはどのくらい人間が配置されたのですか。

武井 十一人です。

下村 淹さんは、自分の弟子が税関に行くことになつたので喜んでおつたのですが……。

丸尾 あのときに文部大臣は鳩山さんでしよう。 反対したのではなかつたのですか。

有光 いや、鳩山さんは反対しない。

対したと聞いていますが ……。 丸尾 個人の所有権を国法で制限しているのに、 もら一つ法律を作つてまた制限するということはどらかということで反

下村

論議なしで通つたのです。 当時衆議院の特別委員会の委員に骨董商を本業としている与党の代議士が質問したり何かしたのですが、 ほとんど

そのほか事務嘱託が若干ふえたけれど。今の話のよう

に税関関係は十一名もできましたが……。

そのときに文部省では二名しか増員になつていないんです。

武井

安達 そのころ委員の先生は相当数多くおりましたか。

丸尾 四十人だつたでしより。国宝が三十人でした。

新人がだいぶ委員になつておりました。

丸尾 たとえば焼物をやる人が一人加わり、漆の方が新たに一人というように……。

安達 重美と国宝も含めて、昭和十四、五年ごろの何か話題はありませんか。戦争前ですね。

査員の方はみなそういう大売立ての現場を見て歩いたんです。そして現場で意見の交換をしたり相談をする。 昭和十七年頃はしばしば大売立てがあつたのですが、 大きな目録が国宝調査室に殺到しておりまして、 重美になりそ 委員なり調

らなものについては、

認定前でもその場で、 海外流出防止の話し合いをすることができるような時代でした。

浅野 諮問機関になつたのはいつですか。

下村 青戸君が課長のときですから、十五年です。

安達 最初は諮問機関でなく調査機関でしたね。

有光 当初は調査機関でありましたが、諮問機関的性格は初めからもつていました。

安達 それから大臣から諮問を受けるものに変つたというわけですね。

有光 調査は事務的にやるということになつたのです。

武井 浅野先生が重美の会長になられたのはいつでしたか。

浅野 諮問機関になつてからで、昭和十七年の五月です。貴族院議員をしていた頃です。

丸尾 滝先生がやめたのはいつ頃でしたか、滝先生がやめてから、諮問機関に変えたのでしたかね

菊池豊三郎さんが文部次官で、会長の事務取扱か何かしておられました。

初めは国宝にならないものは重要美術品にもしないという建前を厳守しておつたけれどもしまいには各部門とも、

国宝にはならないけれども行方不明にはしたくないということでやるようになつてきたのです。

数からいらと国宝と重美と同じくらいでした。

と、そうでもないんで、例えばフランスで実例があつて、建造物も入つたわけです。それから塔婆類とか鳥居などやはり入 とにかく海外へ持ち出されては困るから、重美の制度ができたのだけれども、建造物は関係ないじやないかという

浅野 それから、戦争が始まつてから、江戸時代のものを押えておこうというので、 つり鐘などを認定しました。

丸尾 つり鐘は供出で鋳潰されるからで、特殊でした。

丸尾 重美の方は修理関係の予算がないので保存の責任は政府は持たないということでしたね。

安達 逆から言えば、制限だけして何も恩典がないということになるわけですね。

有光 ですから、緩和規定がいろいろあつたわけです。

戦時中の保存行政

出てきたと思りのですが、最初に戦争によつて文部省の機構が改変し文化財行政部門が縮小していつたわけですか。 戦時中の話が出ましたので、次に進みまして、戦争によつて文化財保護行政がいろいろと汪迫されるということが

に相当減つたように記憶しておりますが、だんだんと弱体化してきたのはそこから始まるわけです。 存事務を扱つていたのですが、その宗教局と社会教育局が合併しまして教化局になり、保存行政の事務は総務課の一係で扱 うことになつてしまつたのです。

したがつて、

今まで保存課として独立していたものが一係になつて、 戦争が始まりましてから十七年十一月一日に文部省内の機構を改革したわけです。この改革で、今まで宗教局で保 同時に人もそのとき

いは防空施設などがだんだん行なわれるようになりましたが、その辺のところで思い出話がありませんか。 そういうように文部省の保存行政に関する構機が小さくなると同時に、国宝や重要美術品等の疎開というか、

武井 私の記憶では、昭和十八年の十一月にさらにまた文部省の機構が変りまして、今度は保存行政の事務は教学局の文

化課というところで扱うことになつたわけです。そして、十八年の十二月十四日に国宝重要美術品の防空施設整備要綱とい いますのが、閣議決定になりまして、それから国宝、重美の防空施設が活発に動くということになつたわけです。

出せといわれ、それで国宝防護のための予算がとれたということがありました。 れ、めいめい何かしやべつたのですが、そのとき私は国宝防護をぜひお願いいたしますと言うと、よし、 当時の大臣は美術品等に理解ある岡部長景さんでわれわれは一夕招待されましたね、その席上、 計画、予算をすぐ みなに一言求めら

追水君は一年、林君は数年一高の後輩だもので非常に話し易くはあつたのですが、 面はずいぶん研究されているが、このような方面にはあまり関心を持つていなかつたということで、ぜひやる必要があると 部さんが大臣になられたときの会合で丸尾さんも私も一席ぶつたわけです。そらして菊池文部次官も、 ということでした。ところがこの通牒を出したので世間からひどく叱られました。文部省は一体この戦争を負けると思つて かつたのです。仕方がないから役所の常として通牒を出したのです。そのときの方針は、宝物類は疎開、 込んでいつたわけです。ところが内閣へ行つたところ書記官長の迫水君と今防衛庁の何かをやつている林君がおりまして、 いうことになり小山課長、近藤局長も大いにやれということになつて、私たち徹夜して予算案を作り、閣議決定にまで持ち いるのか、けしからんというのです。仕方がないので引込んでしまつたのです。ところが昭和十八年先ほどお話のとおり岡 んです。それがとても強い語気でしてこの問題は当然通さなければいけないんだといら感じを与える実に巧な論調でした。 最後に「大岡君達は実にけしからぬ、僕が局長になつて見たらこういう重要なことを何もやつていない」と叱りつける 内閣へ行つたら何も言つてくれないのです。僕らは憤慨していたんですが、僕らに言わすだけいろいろ言わせておい それより前、昭和十六年のことですが、保存課の中で防空問題をいろいろ打ち合せて、予算を出したのですが通らな 役所の中でえらく鼻息の荒かつた近藤局 文部省は教育行政の 建造物は防火施設

迫水、林両君もすつかりつり込まれて、「もつともですなあ」ということで簡単に了承してしまつたのです。僕は叱られてあ んな嬉しかつたことはありませんでした。

丸尾 収蔵庫は府県にやらしたのですね。確か十三ヵ所でしたかな。

安達 名古屋城は助からなかつたのですね。

かりました。 つたものはほとんどありませんでしたが、大阪市中の真中にある勝曼院だけは防空予算で造つた貯水池のために戦災から助 大岡 宝物は疎開したためずいぶん助かりましたね、建造物は動かせませんし、残つた地区は何度でも空襲するので助か

丸尾 浅草寺の国宝の一切経を奥多摩の山の中へ持つていきましたね。それからまだあるでしよう。

本間 倉探しをしたお話……。

ことになつたのです。 丸尾 何しろ秘密のうちにやるというのでしよう。新施設は今からとても作れないから、どこか田舎の倉を探そうという

安達 それでそういうところをあつちこつち探されたわけですね。

丸尾 知れちやいけないというので、なかなかハキハキできないのです。

当時は新聞などには全然出さないで、文部省は全く秘密のうちにやりましたからね。

長官のところへ行つて、 ろしいと言うのですが、その下の少佐のところへ行くと、何だ茶碗など国宝か、 家の倉です。久野村のはいい倉だつたのですが、その村に飛行機の工場を作ると言い出したのです。それで近藤局長が遠藤 丸尾 東京都下ではみな多摩川上流地で、 **久野村には国宝の疎開保存庫があるから工場を作るのはよして下さいと交渉したら、遠藤長官はよ** 御岳の雲慶院とその先の古里村村長の倉、それに五日市町の奥の久野村の羽生 国と茶碗と引きかえになるか、 そつちの庫

だとかだからと言うと、どうやら承知しました。 を移せというのです。そこでこちらは、茶碗とおつしやるけれども防空要綱に書いたように歴代天皇の御宸翰だとか御真影

場所はどことどこですか。

カ所、福岡県が一カ所でした。 武井 東京府が三カ所、 神奈川県が一カ所、愛知県が一カ所。京都府三カ所、奈良県二カ所、大阪府一カ所、 兵庫県が一

大岡 神奈川県はどこですか。

武井 神奈川県は津久井郡串川村というところです。愛知県は西加茂郡猿投村というところです。

けて、もし名古屋市の方から名古屋城の襖を預つてくれと頼みにきたら承知してくれるかというと、はい承知しましたとい 本間さんのお友だちの鈴木市長に直談判したのです。市では疎開の場所がないと言うだろうと思つて、その前日に倉を見つ 晩か翌日かにトラックを出して疎開したんです。 **う。それで翌日市長に会らと、果して持つて行く場所がないといらので、いやこしらえておきましたよというわけで、その** 丸尾 名古屋城は焼かないだろらと言われもしたのですが、防火池を作つた。襖の方は是非疎開しなくてはと思つたので、

す。たまたま東大の工学部で迷彩の研究をやつておつて、そこと相談した結果、結局迷彩のかわりに迷彩網を採用しよりか という話が出たことがありました。 防火施設の話ですが、動かせないものをどらするかといらので、姫路の白鷺城に迷彩を施そらといら話が出たので

武井 それは東大ですでにやつておりましたね。

ところがあれがよく目標になつたそうです。目標になつてもこわされはしなかつたけれども……。

安達 最近では、 戦争中は文化財にしるしをつけて、それは護ろうという話が文化財保護条約あたりで出ているようです

は戦争中に宝物のことを一向に見てくれなかつたということを言われたので腹が立つたことがあるのですが、あまりないし よないしよでやつたので知らない人が多いんです。 本間 仕事を秘密に運んだので知らなかつたかもしれませんが、終戦後参議院の文部委員会へ団さんが出てきて、文部省

察署に泊めてもらつたり、苦労したことがあります。 丸尾 東京の五日市町に宝物疎開の仕事で出張したときのことですが、 宿屋に泊まろうと思つても泊めてくれないので警

有光 法隆寺の塔を解体疎開しようとしたことがありますね。

寺には鉄筋コンクリートの宝物庫がありますし、防火設備も整つているので疎開などは考えなかつたのです。 大岡 あそこは貯水池があり消火栓ができていましたから防火器具の整備というようなことをやつたのです。 それに法隆

とおつしやり、困らされました。 丸尾 それに法隆寺の佐伯僧正が、 法隆寺には弾は決して落ちない、少くとも自分は最後までここでお太子様を護るのだ

も足も出なかつたのです。そこで細川会長に工事費を防空施設に流用することについ御相談したのですが、お前の思うとお どもは建造物修理費をもつていたんですが、建造物の修理事業の方は、資材、労働力、運搬等が極端に悪い状態で、実際手 られる武井さんから「なぜ一番大切な法隆寺の防空を徹底してやらないのだ」と責め寄られた訳です。ご説は全くご尤なこと つしやるように猊下がなかなかむずかしい方ですから思い切つてやる気になれなかつたのです。ところがある日こ こに い りにやれ、とおつしやるので、工事費で防空施設を始めたのです。しかし初めはこ息だつたのです。それは丸尾 さん のお しかしそのときは防空の予算として取つていた費用を使つてしまつていたわけです。けれども法隆寺については私

他の関係から無理なので、できるだけ解体しようと考え、まず五重塔を昭和十九年の末から翌年二月頃までかかつてほど 体は何もできないから、建物についてはいろいろ考えて、 にまかせる」ということになり、これで根本的な防空工作が始つたのです。そのときは丸尾さんはおられなかつたのであと たしか大阪空襲の直後だつたと思います。法隆寺へ行つて工事事務所の椅子に腰かけて一体どらいらふらに話をしたらよか なので武井さんが協力して下さるならやりましよりと言い切つてしまつたのです。そりは言つたものの佐伯長老をいかにし るので、そのときも細川会長に相談しましたところ、もうこうなつたらしようがないから独断専行でやろう、 やかましくて壁画に一切手をつけさせてくれなかつたのですが、上部だけでも解体するとなれば壁画に多少なりと影響があ で丸尾さんに報告し、それから法隆寺の疎開が始まつたのです。それで先に申しましたように修理中であつても修理工事自 日その話で参りましたが、私がやれば手荒いことをいたしますがよろしいか」と突込んで申し上げると言下に「よろしい、君 本尊を池の中へたたき込もうと思つていると言われるのです。その態度が実に真剣でしたので、こちらも短刀直入に「実は今 ろうかと思つて一生懸命に考えていました。そこへ丁度佐伯僧正が入つて来られていきなり、今度法隆寺が空襲にあつたら て口説くべきかで全く弱つてしまつたのです。しかし黙つてやる訳にはゆかないから法隆寺へ出かけて行きました。それは ようにもできないのだからということで、とうとう独断専行であれをほどいてしまつたのです。 翌年四月になつて金堂もほどけるだけほどいてしまりといり決心をしてその工事に取かかりました。それまでは委員が 初めは金堂の周囲に大きな掩体を造るつもりでしたが、重量その

法隆寺が大事か」 で、仕方ないから奈良県の食糧課へ談判しに行きました。そのとき私は一晩考えて、もし先方が反対したら、「米五石が大事か 一方疎開の倉を探すときには春日山の奥の東山村を丸尾さんや浅野さんと歩きましたが、 **倉がきまるとそれからトラックの心配をする。また防空工事や荷造りの人夫が「米がないから動けない」といらの** とかけ合う決心をして出て行きました、 結局要求どおり五石の米をもらいましたが、翌日聞いたら、 栄養失調で足が動きませ

り血相がすごかつたので承知しなかつたらどんなことになるか、こわかつたから承知したのだと食糧課の主任が言つておつ たそうですが、ほんとうにこちらも真剣でした。

ですが、 してやつたわけです。そしてひと通り疎開し、収蔵庫を十三ヵ所全国的に作りました。 武井 あの当時の予算は、十八年度に第二予備金でしたか、二十七万円もらいまして、それで疎開とか 貯水池を作ると 防火壁を作るとか、防弾壁を作るとか、そらいらことをやつたわけです。十九年に四十九万、約五十万円もらつて継続 残りは地元負担ということにし、監督は地方長官がするということで進めたわけです。 これは八割ばかりが補助金なん

あつたでしよう。 疎開の問題と、もら一つは金属の回収というか、鉄類の回収などが始まつたので、それに伴つていろいろ御苦心が

ときにかなり程度を下げて、重要美術に認定して一応保存されたわけです。重美または国宝は回収から除くということにな 由緒のある銅燈籠などがあるのです。そこでわれわれとしては、どうもこれはただ置いたのではやられるというので、その な基準を作つて地方に流したのですが、地方では地方の委員の採択によつてまちまちでしたけれども、地方へ行くとかなり 千に一つというものを保存しようというのがなぜ悪いのか」と言うと、そんなものは全部回収してしまつてないと言うので つていましたから。こんな訳でかなり程度の下つた重要美術品が金属製品にはある訳です。 す。「ない」「ある」の押問答の結果、お互いに調査しようということになつて調査を始めたのです。それでお互いにいろいろ ころの騒ぎじゃないというのです。そのとき私は、「最近作つた燈籠などがまだその辺にごろごろしているのに、 大岡 金属回収が始まつたので、 その当時の企画院が所管だというので交渉に行つたのですが、戦争さ中に宝物の保存ど 百に一つ

丸尾 つり鐘などさらでしたね。

本間 江戸末期のつり鐘などを認定したりしましたね。

あのときの調査の主任といいますか、 一番中心だつたのは田沢金吾さんでしたね。

戦争直後の保存行政

美術刀剣類を持つていくとかいらことでしたが、 戦後における保存行政に入つていただきまして、終戦直後占領軍が進駐してきたときに最初に問題になつた その辺のところで本間さん何かお話しはありませんか。

たわけですが、これは何とか手を打たなければいかぬというのでいろいろ奔走したわけです。ちようど九月三日のミズーリ らの聞いたわけなんですが、中島さんがそれを知つていたのは、兄さんの中島知久平さんがあの当時大臣をしておつたもの たわけですが、その第一号命令で、やがて進駐して行くからいつでも武器を全部供出できるように準備しろと言われて、そ 月に終戦になつて進駐軍がやつてくるについて、 さんが秘書官をしておりましたから、 たので近衛さんにもそのことを話そうとあとを追つかけたのですがなかなかつかまらない。その頃細川さんの御子息の護貞 GHQの方に申し入れをしてほしいとお話したところが、東久邇さんも承知されて、「近衛にも話しておいてくれ」と言われ れてもやむをえないが、愛刀家の鑑賞の対象であるところの古来の日本刀を取り上げられることは困る、 しての刀が取り上げられるのは仕方がないかもしれない、戦争中に陸海軍で作つた刀とか満鉄で作つた刀などは取り上げら 号上の降服調印の日でしたが、 ですから、閣議でそういらことを聞いてきて中島喜代一さんに話したらしいのです。そういう関係でその話を私は早く知つ の中に刀が入つていたわけなんです。私実はこのことを懇意にしていた中島喜代一といら中島飛行機の社長をしていた方か 詳しく話せばずいぶん長くなる問題ですから、要点だけをお話したいと思います。御承知のとおり昭和二十年の八 東久邇首相の麻布のお屋敷に児島喜久雄さんを誘つてお伺いしたわけです。そして、武器と その護貞さんをつかまえて伝言を頼んだわけです。多分それが効いたのだろらと思い 川辺陸軍中将という方がマニラに 呼ばれて 命令第一号というものを 受け

つてしまつた。そこで、 ものも預かつておつたのですが、 に倉を借りて刀を百何本か疎開しており終戦後もそのままにしておいたんです。 わけです。そうこうしているうちに、その年の暮の十二月に一つの事件が起きたんです。それは、戦争中私も奥多摩の羽生村 務省の方では、もつぱらCIDに陳情しておつたようです。これはあとで考えると、両方とも的をはずれた窓口へ行つていた が、「それは非常に気の毒だ、何とかしてやろう」と言うものだから、こちらはせつせとCIEへかよつたわけです。 にCIEに陳情に行つたわけです。ところが、 ひんぴんと起きたのです。返つてこないものが四十何点かありました。そこで文部省としては、そらいら事件が起きるたび とになったようです。そして、 て私の予想どおりこれが進駐軍に言いがかりをつけられるもとになつたようです。日本の審査のやり方がずさんだというこ を言つたのでしたが、 ないけれども、 主に聞くのが一番よいのではなかろうかと、非常にのんきなことを言われるのです。 き方が非常にむずかしいので、 上げるけれども、美術品である刀は個人保管を許すと言つてきたわけです。 てGHQの覚書が出て、美術的刀剣は日本人が保管することを許すということを言つてきたのです。武器としての刀は取り でやつていたので--近衛さんはその後まもなくなられたのでどこへどう交渉されたかわかりませんが そらいらことをやつたのではあとで進駐軍に文句をつけられるおそれがあると思つて警保局長にもこのこと まあいろいろいきさつがあつて、結果は内務大臣の御意見どおりにやつたんです。 - 内務省へ行つて、内務大臣に会つて、その線の引き方をどらされるつもりかと言つたら、それは持ち 「警視庁の渉外課へ行つてこの話をして、何とか取り返す交渉をしてくれとたのみましたが、 これをどうしたものだろうかと思つて、 国宝重要美術品になつている刀までも進駐軍に没収されて返つてこないというような事件が -そこへ進駐軍がやつてきて、武器を隠匿しているというので刀をたんすごと持つて行 CIEでは、それはこちらが係ではないと言つてくれればよかつたのです しかし、美術的の刀か武器としての刀かの線の引 ―当時は全体としての刀の扱いは内務省の警保局 ーこれは私だけのものではなく、 私は、それですめば一番よいには違い -二十年の九月四日になつ ところが、 知人の

その線に持つていくつもりでGHQあるいは第八軍司令部の内部の意見をまとめるように努力するといつてくれたわけであ だれかに証明書をもらつてこい」と言うのです。 たくさん地方にあるので、そらいら刀を博物館に運びたいから何とか便宜をはからつてくれないかと申しました とこ ろ、 りました。細川さんの刀は熊本にある、 刀剣は個人が持つていてもよいと言つてあるのに、それをそらいら倉に入れなければならぬと言うことはできないといら理 ります。ところが結果は、憲兵司令官のこの案がらまくいきませんでした。といらのは、初めGHQから出た覚書に美術的 くれ、そうすれば責任を持つて守つてやる、東京近辺ならばもちろん博物館がよかろうというわけで、憲兵司令官としては が責任を持つて守るということはむずかしいから、取られて困るような刀は、全国に幾つかの倉を作つてそこへ入れておいて れまして、ぜひそういうふうにしたいということでした。憲兵司令官の意見としては、どうも地方に置いてある刀までを自分 得ている刀について出先進駐軍が没収することのないように守つてほしい」と要求しましたところ、非常によくのみ込んでく という話をして、「美術的価値があるかどらかということの審査は日本人の専門家にやらせてくれ、また、すでに所持許可証を とを認める旨の覚書が出ているのに現在そのとおりに行なわれていないじやないか、これは何とかしてもらわなければ困る」 て、取られた刀を全部返してもらえることになりました。そのときについでに、「すでにGHQから美術的刀剣を個人がもつこ それで十二月三十一日に横浜の第八軍憲兵司令部へ行つて、憲兵司令官という人に会つてみると、非常にてきばきしておつ べてみたら奥多摩辺はこちらの管轄ではないと言うのです。この問題は第八軍憲兵司令部で扱つているというわけなんです。 は非常に気の毒だ、何とか返るようにしてやる、 事をしません。そこで私は直接交渉をしようと思い、進駐軍の東京憲兵司令部へ行つて交渉したわけです。ところが、「それ しかし、 最初憲兵司令官が安全な倉に入れさせるという方針を持つておつたので、 浅野さんの刀は広島にある、 そこで 文部省で 証明書をもらつて 翌日持つて行つたところが、 だがお前がお前のものを美術的価値があると言つただけでは困るから、 池田家の刀は岡山にあるというふうに、 博物館に搬入するようにな

委員会ではこれを基礎として後にこまかい 規則を作つたわけです。 こういう次第で 美術刀剣の 審査が軌道 に 乗つたわけ つちの要求しない「高度の記念品」という一項目を加えて、これでやれと言うので、その線で私は承知したのですが、審査 一条を書き加えまして、 要美術品およびこれに準ずるもの」というほかに、「専門家が見ていずれの点にか 美術的の 価値を 認められるもの」という できないのがかえつてよかつたのかもしれませんが、向りでもだんだん めんどう になつてきたもの とみ えて、「国宝、重 んですが、私は会話がりまくできないものですから、 ただ書かれたものを 見せられてノーと 言つたのです。 英語がりまく のコマンダーのスタウトと事前の打合せをしたわけです。 第八軍憲兵司令部と交渉をして来たというような行きがかりもあつて、一番適任者だということで審査委員長を押しつけら ある審査委員会を組織しろ、審査委員会で美術的価値ありと認めたものに地方長官の名前で許可証を出せ」と言つてきたわけ これは勅令第三百号というやつですが、この年の八月十三日から十月十四日までの間に刀を所持している人は届出をしろと です。そこで日本政府側でもこれを受けるために、二十一年六月十四日に、「銃砲刀剣類等所持禁止令」を公布したのです。 熊本、それから広島、岡山と廻つて、進駐軍の兵隊に刀を運んでもらつたわけです。それからしばらくして二十一年五月十 司令官は運搬のために兵隊を出してやるから、文部省からも人を出せというのです。そこで三人ばかり出して、一番最初に 四日付でGHQの覚書が出て、 いら指令を出しまして、その後に審査を行ない、審査が終つたのがたしか二十二年の、何月かでありました。審 査 委 員 会 重要美術品およびこれに準ずるもの」というもので、 どらいら刀を美術品として扱つていいか、また所持を許可してもよいかということについて、実は、CIE そこから全国に人を派遣して 審査をさせるというやり方だつたわけです。 これでどうかと言うから、これは非常にけつこうですということになつたわけです。そのほかにこ 私どもが希望していたところの、 これでよいかと言うのです。 そのときにスタウトさんが原案として最初に見せたのが、「国 日本の専門家による審査を承知してきたわけです。「権威の 私は、いやこれでは困ると言つた そのときには 私がこれまで

治さなければならないという期限をつけるのは不合理だ、倉の掃除をしたり何かしていると思わぬところから刀が出てきた 昭和二十四年にまた憲兵司令官が代ったのでそのときもまた出かけていって、</br> をしていないものが相当あるので届出と審査の期限を延期してほしいという話をして、これも承諾されたわけです。その後 は違反だと言い渡されておつたのですが、憲兵司令官が代つたのを機会に、やむを得ない事情があつてまだ所持許可の手続 です。そのうちに初代の憲兵司令官が二十二年の秋に転任になつて米本国に帰つたのです。このあとの話は当時の進駐軍の 人に聞かれては一寸工合が悪いかもしれませんが、前の憲兵司令官のときは、もう審査はこれきりだ、これまで出さぬもの 府が一切やれということを申してきました。これに応じて日本側では、二十五年十一月に「銃砲刀剣類等所持取締令」というも 認めてほしいということ、 仕事を一切引受けることになつたわけです。 道筋だけを申し上げるとこういうことです。 術刀剣登録のための審査員がおかれまして、 くなつてきまして、昭和二十五年の五月GHQからの覚書で、刀剣の所有ならびに処分を取り締まるのに必要な措置を日本政 りすることがあるから、 今までは禁止令だつたものを取締令にして、この取締令ができたのを機会に文化財保護委員会がこの とにかく期限をつけないでくれということと、刀剣の売買はそれまで禁じられていたのを、これを の二点について交渉し両方とも承諾してもらいました。そんなわけでだんだん刀の見通しも明る そして、二十六年一月十六日付で各都道府県に文化財保護委員会が任命した美 その制度が今もつて継続しているといらのが経過であります。 今度は、期限をつけないでくれ、 いつまでに

美術刀剣が海外へ渡つたといらような話がありますが、それはどらいらことですか。

第五艦隊というのが日本に進駐してたのですが、第八軍が国内各地で取り上げた刀は全部赤羽にあつた元日本陸軍兵器補給 のが多数あるわけですから、その中には相当価値のある刀剣が入つているのだろらと思います。当時、 終戦後国内で進駐軍に渡した刀が約百万本あつて、さらに前線で、武装解除により向らに渡したも 米第八軍と第六軍と

ころが、期限をつけて一ヵ月で見ろと言らのです。 一ヵ月で三十万本の刀を 見るということは 一人ではとても 不可能なの だが、あるいは間違つてこの山の中に入つているかもしれないから全部審査させてくれ」と言つたところ承知されました。と れているということを知つて私どもが許可を得て見に行つたときには、目分量で約三十万本以上はあるだろうと思われるく 廠すなわち終戦後の 第八軍の兵器補給廠に 集積される 建前になつていたのです。 そして、事実そこに山のように刀が積ま らいの刀の山でした。そこで憲兵司令官に談判をしまして、「国宝や重要美術品の刀が何等かの行き違いで没収されているの 有志を集めて、毎日七人ずつの組を組んで赤羽通いをやりましたが、一日見ておつてもろくな刀に出会わないことがあ 相当なものが出たりしました。

安達 三十万本のうちでどのくらいいいものがありましたか。

協会が手伝つて全体の台帳とリストを作り、当時の国警本部から金をもらつてこのリストを印刷し、これを全国の警察に配 つて該当するものがあつたら届けてくれといつてやつたのですが、あまり申し出がなく、返したものは二千本ぐらいでした いう話でした。そこで、調べればわかるからということで了解を得てもらつてきたわけです。それを博物館で保管し、 ではないが、こういうものは高度の美術的価値のあるものだから返してもらいたいと言うと、所有者がわかるものは返すと 三十万本のうちから五千本以上出ました。国宝、重要美術品はその中にはありませんでしたが、国宝、重要美術品 現在残部が三千本以上あると思います。

博物館における保存事務

仕事を博物館に移管したわけですか。 博物館の話が出ましたが、博物館に国宝調査関係の事務が移管になりましたね。あれは文部省でやつていた調査の

国立博物館になると同時に技術家だけ向らへ移つて博物館の所管になつたわけです。文化財保護委員会が発足する

まで博物館におりました。

安達をういうふうになつた経緯なり理由はどんなことだつたのですか。

行政官庁というものは資料の保存ができない、引つ越しまた引つ越しというわけで、戦争中貴重な資料をずいぶんなくして 成があつてそうなつたわけです。 というものを一元化して、展示というものと保存というものを一つにすべきだということなんです。それで呼びかけたら賛 いるので、やはりこういう仕事は資料保存の設備を持つているところに移すべきだという考え方と、もう一つは、美術行政 つまり博物館と保存行政とがわかれていることはいかぬ、 一体になるべきだということと、

そらすると、司令部との関係でやつたといらことでなく、国内的な考えでやつたわけですね。

らはほんとうのことを話して筋道が通れば承知する場合が多いのです。本間さんにはまた倉田君という語学の達者な人がつ ものが戦争中から戦後にかけて本筋をはずさなかつたのは本間さんの言われたように、GHQとの交渉を専門家がやつた結 ということは記録に止めておいていただきたい思います。 いていて刀剣問題でGHQに交渉し、われわれの何十倍も何百倍も苦労をされましたが、美術行政が本道をはずさなかつた 本間さんの国宝関係の部屋には藤田君という英語の話せる人がいて-本間さんのことでつけ加えておきたいのですが、本間さんは本当に命をかけてやり遂げたのです。美術行政といり - この人と一緒にGHQ通いをしました。向

安達 司令部内における美術行政と保存行政の一元化についての考え方といつたことについて何かお話しを願え ません

これは有光さんが次官をしておられたときにこの問題があつたと思いますので、有光さんから一つ……。

国立博物館といらものの機能を拡充強化して保存行政をやるということを向ら側も推進しておつたのです。そらし

て、 会といら相当権限を持たされた委員会が将来生れてくる一つの胎動だつたのかもしれないと思います。 そらいら晩饗会で意思の疎通をはかるといらようなこともありました。結局そんな空気が、別の形になつて文化財保護委員 安倍能成さん。それに白洲さん御夫妻などにお集まり願い、向らからは、ホリスだとかリーなどといら人も来ましたかな、 のです。文部省からは大臣、 なく大蔵省の人たちにもわかつてもらおらといらので、白金の総理大臣官邸で晩饗会を開いて集まつてもらつたことがある ない、財政についての責任は大蔵省が持つのであつて、そんなよりに博物館の評議委員会の財政的決定が大蔵省を直接拘束 ら意見が 強く出てい ました。 しかしそれは 日本の国情からいつて、ほかの行政機構とのバランスからいつてもおもしろく 評議委員会できまつたことはすぐ国立博物館の予算になつてしまりそりで、それくらい強力なものを作るべき だと い むしろ評議委員会制度といらものを非常に大きく見ていたのです。それは、外国では大蔵大臣などが委員に な 日本全体の機構に合わないということを納得させるとともに、 次官、大蔵省からは大臣、主計局長も来ておりましたかな。それから法制局長官、博物館から 向ら側の要望を、文部省として博物館だけで

どはやはり博物館と文部省の間を行き来しなければならないような状態で、能率的にはずいぶん問題になつたものです。 りすることは依然として文部省でやり、それと補助金を出すというようなことも文部省でやつたわけで、当時扱つた私どもな 調査はもつばら国立博物館でやつたのですけれども、いわゆる純粋の行政事務というか、指定したり認定した

文化財保護法制定の基礎

らのですが、その辺の思い出のようなことを一つ最後にお話しいただきたいと思います。 らのですが、そのほかに、法隆寺の壁画が焼けたとか金堂が炎上したということもやはりその一つの理由になつていたと思 今おつしやつたように、司令部との間のそういら関係が文化財保護法制定の一つの経緯というか基礎になつたと思

終戦後GHQとも交渉しましたし、法隆寺の炎上問題が文化財保護法ができるのに大きく一役買つていたというこ

ろん文部委員会で取り上げる気運が起つたのには他にいろいろあるでしよう、たとえば委員長の山本有三さんが、熱心だつ 面に機会あるごとに働きかけましたのでその辺に保護法制定の気運が起る遠因があつたと思りのです。法隆寺その他の予算 たのもその一つに数へられるでしよう。 を取るために大蔵省の主計官あるいは衆、参両院議員を法隆寺や奈良、京都にずいぶん案内しましたし、美術の説明をしたり ともありますが、実は法隆寺の金堂炎上前から保存事業の予算を取るのにわれわれは苦心惨たんしたもので、いろいろの方 いろいろなことをしました。文化財の問題を文部委員会で取り上げる気運はその辺から起つてきたといえるでしよう、

資料を視気よく集めたり、設計をいろいろ工夫してみたりする、そらいら仕事の仕振りが、委員会関係者の気持に非常にび なわれているかということがわかつたわけなんですね。非常に零細な資料も丹念に残してあつたり、現状変更の材料になる つたりきて感応するものが大きかつたようですね。 それから現場を見て、修理というものが、目に見えないこまかい非常な努力を重ねて、いかに科学的に良心的に行

きのことです。忘れもしません、当時の文部係の鈴木さんと江口さんの二人でしたが、補助金の経理を調べた後二人がささ た」と思いました。今までの何十年かの間、保存事業に関係した人びとが本当に自分の仕事として、仕事に愛着をもち、 目に、真剣に努力して来た誠意が大蔵省に通じたという意味で実際嬉しかつたです。それから大蔵省の態度ががらつと変り それから 文部省の文化財の予算の執行が非常にまじめだと認めてくれたのはそんなチャンスからでした。 今補助金制度が問題になつておりますが、私が法隆寺の工事事務所へ大蔵省の主計局の人を案内したと 何と言つていたかというと、「こんなに正確に使われている補助金はないね」と言つているのです。「しめ 真面

ときに相当思い切つて質付けをした。だからその恩恵を相当長い間らけたわけです。 **有光** それから、これは大岡所長の功績の一つですが、大体工事計画の見とおしがいいものだから、いい材木が安く出た つまり、 補助金以上の仕事をやつてき

たというわけなんですね。

武井 それから聖徳太子奉讃会にも努力していただいています。

それが修理の最後まで使われました。偕金するのにもずいぶん苦労しました。 大岡 それは、帝室林野局が解体するときに奉讃会から六十万円借金しまして、二千五百石の材木を石二百円で買つて、

の文化財保護行政に当る者の戒めなり、また励みの材料にいたしたいと思います。 聞かせいただきまして、先輩の先生方の御苦心のほどをいろいろ何いましたが、この貴重なお話を記録いたしまして、今後 ざいました。古器旧物保存方から八十年、また古社寺保存法から六十年のわが国の文化財行政、特に国宝保存行政の跡をお 安達 大へん長時間、この暑いさ中に、本では見られないいろいろ貴重なお話をいただきまして、まことにありがとうご

史跡名勝天然記念物の保護をめぐる座談会

録として保存いたしたいと存じているのであります。 華につきまして座談会をしていただきましたが、本日は史跡名勝天然記念物関係について、先生方のお話を承り、 行政に携わる者の参考にいたしたいと存じまして、 で、この機会に、文化財保護法制定以前における文化財保護行政の発展の跡をできるだけ正確に記録して、後々文化財保護 本年は、文化財保護法制定施行以来五年目に当りますが、文化財保護行政は、明治以来の長い歴史を持つておりますの 本日は、暑さ殊のほかきびしく、また御多忙の中をお集まり下さいまして、まことに感謝のほかございません。 本日お集まりを願つたわけであります。 先般、宝物関係の保存行政の沿 正確な記

本日はお許しを得られれば、私が司会をして進めさせていただきたいと思います。何分よろしく御協力下さるようお願い

お手元に「保存行政沿革」と称しますガリ版刷りを差し上げてありますので、これを見ながらでもお話し合いを願えればと

物保存法が制定された経緯といいますか、そらいらことからお話し願いたいと思います。 史蹟名勝天然紀念物保存法が制定されましたのは、そこにありますように大正八年でありますが、この史蹟名勝天然紀念

史蹟名勝天然紀念物保存法制定の経緯

ますが、それから、大正十三年、震災の翌年くらいまで地理課長をやりました。この法律が制定されました当時の地理課長 命ぜられまして、不在しておりました。山県君が会計課長兼地理課長をやめてから、その次の地理課長は山田準次郎君であ の当時会計課長兼地理課長で法律の制定に携わられたようであります。この法律制定の大正八年には、私は、外国に出張を 山県治郎君であります。あの当時、内務省は会計課長と地理課長とを兼務する慣例になつておりまして、 私、堀切善次郎であります。私は内務省におりまして、この法律が制定されたあとになりますが、大正十年かと思い 山県君は、そ

当時の学者の方が大部分であつたと思いますが、史跡に関しましては、その当時黒板勝美先生が中心でありました。 地理課長がちようどそれの幹事役でありまして、そのあとのいろいろな始末をする仕事をやつたのであります。委員はその でも大勢の学者の方に委員会のような形で集まつていただきまして、そこで指定するいろいろな案件を審議して決定する、 ろいろな事務が大体整つておりました。だいぶ古いことなんで、私も記憶が薄れてあまりはつきり覚えておりませんが、何 りまして、そのあとを私が継いだわけです。たしか大正十年だつたかと思いますが、その当時はこの法律施行に関しての

すつかり御指導を受けて事務をやつていたような状態であります。 なこまかなことを、非常によくやつておりました。黒板さんは史跡関係の方の委員の中心になられまして、私は黒板先生に 黒板先生には史跡の関係で非常にお世話を願いました。その当時黒板さんの補助のような形で、柴田常恵君という方がお あの人も先般なくなりましたが、その柴田君が黒板さんの命を受けていろいろな実地調査をしたりするよう

ですが、折下君がその手伝いをしていたように記憶しています。 それから名勝の方につきましては、原 熙先生が中心になつてお世話を願いました。そして折下君、この方は現在お元気

生が中心になつておられましたので、あまりむずかしいこともなく、 それから天然記念物の関係では、あまりはつきりした記憶はありませんが、植物関係の問題が非常に多くて、三好 指定の仕事も順調に運んでいけたように記憶いたしま

ば神戸の清盛の墓だといら塚の上に国道の幅を拡げる、それは何とかしなければならぬというので、その当時だいぶ問題があ れを移したいというようなことで、 つたように記憶しております。学者の方はあまりそれに賛成しない、県庁や内務省の土木局の方では、国道を通すので、ぜひこ 史跡の関係につきましては、その当時黒板先生が非常に御熱心にやられたのですが、私の記憶にありますことでは、たとえ いろいろむずかしい問題があつたことを記憶しております。 結局黒板先生がいろいろ御

苦心になつて、道路の拡張は認める、そのかわり元あつた場所にはちやんと永久にわかるように、道路の上に何かしるしを したはずだと思います。あとで実地に行つてみましたが、今でもそのしるしが残つていたように思います。

することになって、 それから名勝関係では、原先生が非常に御熱心に努力して下さいましたが、あの当時何でも京都のお寺の四つの庭を指定 私も先生におともをして京都に行つて、いろいろ庭のお話を伺つたことを覚えております。

ら二、三尺のところにいるのだから、湖面が上つたり下つたりすれば、それに伴つてマリモもやはり表面から二、三尺のと 非常に研究されて、湖面が低下すればマリモが非常に影響を受けて消滅しやしないかということを心配されたようでした。 おります。今は変りましたが、浮間ケ原の桜草の自生地といらのもたしかその当時指定したもので、三好先生からいろいろ ころに上つたり下つたりして、 ところが非常に綿密なたびたびの三好先生の調査の結果、マリモは底から何尺というところにいるわけではなくて、 お話を伺つたことを記憶しております。 の当時指定したのです。そのあとでしたか、阿寒湖の水面を発電のために低下させるといり話が起つて、これを三好先生が それから天然記念物の植物の関係では、たとえば三好先生がいろいろ御苦心になつたと思いますが、阿寒湖のマリモをあ 生存繁殖には差しつかえなかろらといら結論を出されて、 結局それを認めたことを記憶して

もどうやらお勤めしたような次第であります。 大体こんなことが今記憶にあるわけでありまして、今のような先生方のお世話で順調に進んで、地理課長としての幹事役

そのときに高橋さんもいらつしやつたのですか。

高橋 地理課に入つたのは後でございますが、法律が出たころからこの仕事には関係しておりました。

そうすると、 地理課では史跡の方はどらいらことになつていたのですか。

史跡の方もこの法律の関係で、黒板先生が中心でやつていました。

安達 吉永先生はいつごろから……。

さんでした。 私は学校を卒業したのが大正十一年で、 卒業するとすぐ関係しまして、 その当時の地理課長が、 今お話された堀切

安達 堀切先生と御一緒だつたのですか。

吉永 そうです。堀切さんが地理課長のときに、初めて私が関係したわけです。

安達 保存法制定のいきさつなんかについて、下村先生どらでしよらか。

それから戸川残花さん、国府犀東さんなどが関係しておりました。当時、「史蹟名勝天然紀念物保存協会」というものがあり まして、内務省がセンターになつて保存運動を推進しておりました。 社局長をしておられたと思いますが、井上友一法学博士、それに徳川頼倫侯、三好 下村 史蹟名勝天然紀念物保存法の制定前から、 史跡名勝天然記念物保存運動というものがあつたわけです。内務省の神 学先生、 黑板勝美先生、 原 熙先生、

れたわけです。それから史跡の調査は故人の上田三平氏といまなお健在の古谷清さんとがやつておられました。 係委員会の委員として出席しておりました。大体この史跡名勝天然記念物というものは、信仰によつて護られてきたり、 るいは宗教関係の社寺と密接な関係にあるものが多い、文部省所管に持つていつた方がよいのではないかというような話が されたことを記憶しております。この法律制定当時は内務省の地理課が所管されておつたわけですが、 それから大正八年貴族院の立法で保存法ができたと記憶いたします。立法に当つては徳川頼倫さんが非常に御熱心に運動 昭和三年になりまして、文部省がこれを受入れるということになり、 委員の方々がそのまま文部省に移ら 文部省宗教局長は関

けでしたね。それから職員が何人か来ましたね。 それから矢吹活禅さん、この人も健在ですね。この人もいろいろな仕事をやられました。内務省から来られたのはそれだ

たことがありますね。 吉永先生も来られましたね。嘱託として。当時高橋先生が、内務省から四十日間ぐらい事務の指導にお見えになつ

に東京市内の史跡及び天然記念物の実地視察会を催されたり、あるいはその年の十二月に、「史蹟名勝天然紀念物保存協会」 関する建議案」が貴族院に提出されて、この方がまず両院を通過したのです。こののち徳川頼倫侯は四十四年五月二十七日 というものを組織されるなど史跡名勝天然記念物の保存にずい分尽力されました。 り上げられたようです。徳川頼倫侯、それから 徳川達孝伯の手によつて、明治四十四年三月十一日、「天然紀念物の保存 に たま三好先生が渡瀬庄三郎先生を追悼した文の中の記述などによりますと、 保存法制定までの経緯はいま下村先生がおつしやつたとおりですが、私が三好先生からお聞きしたり、それからたま 天然記念物の保存ということが先に貴族院で取

年に史蹟名勝天然紀念物保存法が通過して、堀切先生のおつしやつたとおり史蹟名勝天然紀念物調査会委員の任命があつて 「史蹟名勝天然紀念物」という菊倍判の雑誌はだいぶ長いこと出しておりました。 先ほど 下村先生のお話のように大正八 「史蹟名勝天然紀念物」という雑誌は、南葵文庫の中の協会の方から続けて出ておつたのです。

刊するようになり、このときから菊判のほんとうの雑誌のような体裁に なつ たのです。その前は新聞程度の体裁のもので おつたのでありますが、大正十五年一月に大臣官房地理課内に保存協会を移して、「史蹟名勝天然紀念物」という雑誌を再 からはページ数も十二ページにふえており、十二年五月まで続いております。 十二年五月までその協会で出しておつたと記憶して おり ます、最初は隔月だつたのが、大正六年一月から毎月、大正十年 南葵文庫内にあつた、徳川顆倫侯を会長とする「史蹟名勝天然紀念物保存協会」で出しておつたのであります。たしか、大正 「史蹟名勝天然紀念物」という雑誌を内務省でやるようになりましたのは、大正十五年一月からで、大正十二年ごろまでは ちようど関東大震災の前後から休刊になつて

が保存事業に理解をもち、協力するように啓蒙運動を盛り上げようと企てたわけです。 した。再刊当時の編集主任は矢吹活禅さんで、あの雑誌を通じて史跡名勝天然記念物保存の大衆化といいますか、 国民全部

りますが、外国の立法例といいますか、そらいうものを参照されたのでしよらか。 安達 この法律は、お話のように明治の終りから大正の初めにかけて、学者の先生方の熱心な運動で効果を結んだのであ

れがはつきり規定されておるくらいですから……。 のデンクマール(記念物)を保存しよりという運動があつたよりです。第一次世界戦争の済んだあとのワイマール憲法にはそ 下村 私は参考にされたと思つております。その前かもしれませんが、ドイッでは歴史的な、または、自然的ないろいろ

ということ、また保存活動についてのいろいろを保存協会なんかで紹介しておりました。 やはりそうだと思います。ドクター コンヴエンッという人が、ナツール デンクマールの保存運動の中心だつた

安達 当時そういう外国の立法例のほかに、何か実際に破壊されたというようなことがあつて、それが動機になつたので -それとも、純粋な保存ということが動機だつたのでしようか。何か事件があつたのではありませんか。

以て任とする本誌が、此軍国多事の秋を以て其の第一号を発するに至りたるは、決して意義なきの事と謂ふべからず、寧ろ は勇戦力闘あり、郷土の保存に至つて豈に此閑事業視せらるる本会の事業を闕く可けむや、然らば此事業に関し聊か木鐸を ぬべからざるに至り、 なものがあります。「今夫れ郷土の保存に至つては、 人多く視て以て一の閑事業と為し、 物換り星移りて其蹟其物を復た尋 である徳川頼倫侯が「祝福と冀望」という題でお書きになつている論文のようなものがあるのです。その一部分に次のよう 大正三年に「史蹟名勝天然紀念物」の第一巻第一号 が 出ております。 菊二倍八ページのものですが、 それに会長 一たび消耗したるものを復活し回復せむことは、豈に人力の致し得べき所ならむや、領土の保持に対して 始めて保存の 事甚だ晩かりしを 憾みとせざるなし、 其の時に及むでたとひ幾百万の大軍を動かすと

を保存するということがこの雑誌を発刊し、この仕事をする根本の趣旨であると会長は考えておつたようです。 ときにこの雑誌が出たわけですが、そのときにこらいらことを言つておられました。史蹟、名勝、天然記念物を愛護し郷土 深意の存すると認むべきにあらずや。」こういうのであります。ちようど第一次世界大戦のころ、宣戦の詔勅が出て間もない

かにその当時の指定の物件だとか、あるいはその現状なんかについてお話を願いたいと思います。 先ほど堀切先生から、 内務省所管当時指定の阿寒湖のマリモとか、いろいろなお話を伺いましたけれども、 そのほ

恩師である原 それと上田三平さん、この方は考査官として少し遅れて来られたのです。名勝関係の方は、先ほどお話があつたように私の ておつたわけです。 物が渡瀬庄三郎先生、こらいら方が主としてやられたわけです。そらいら方によつて当時の史跡名勝天然記念物が指定され 文部省移管前は、史跡では黒板勝美先生や、三上参次先生がいらつしやいました。それに考査官で柴田常恵さん、 熙先生、それから三好 学先生です。それから天然記念物では、 植物が三好先生、鉱物が神保小虎先生、動

高橋 地質鉱物の方では当時の農商務省の地質調査所の所長をしておられた井上嬉之助先生も、 熱心にやつておられまし

輝やかしい時代で、長く国民の脳裡に明治天皇の御偉業を印象づけることは、最も望ましいことであると思 うの で ありま でまことに大切に取り扱われ、民衆の追慕、景仰の的になつているように思われます。明治時代は日本の歴史上何としても な御遺跡やまた御宿泊になつた行在所などは、 正したい ものと 考えます。 小さな 御野立所や御小休所などをいちいち復活するのは困難かもしれませんが、 Qの指令によつて一切史跡から除かれたと聞きますが、もしさよりだとすると、それは大へんな行き過ぎであつて、 下村 私は希望として、きよりの話の 中にこういう話を 入れていただきたいと思います。 それは明治天皇の 聖跡はGH ぜひ指定を復活してもらいたいと思います。これらのものは、その地方地方 少くとも顕著

す。このことはぜひどこかに入れていただきたいと思います。

文部省に移管されました直後のことについて、何かお話はありませんでしようか。

二年六月でした。 姫路城は前から調査はしておりましたが、最後の調査をいたしましたのが荻野仲三郎先生で、私もおともしたのですが昭和 理課長をしておられたときのことですが、そのころの史跡として相当問題になつておりましたのが姫路城であります。 移管される前のことですが、大きい問題ですのでちよつとお話申し上げておきたいと思います。唐沢俊樹さんが地

が、「岡田君、この天下の名城を滅ぼすのも残すのも君の胸三寸だ」と言われ、岡田さんは、「唐沢君、君はおれを脅迫するの で来てもらおり、君が説明役でついて来いといりことで、その筋書き通りにやつたのです。昭和三年六月でしたか、唐沢さ 岡田君を姫路まで引つ張り出して天守閣の上で交渉しよう、しかしただ姫路城だけのことではなかなかついてこないだろう が難色を示していたので、唐沢さんと大学が同期の人で、多分岡田という人だつたと思いますが一唐沢さんがそれでは一つ 地域を大蔵省から内務省の方に移管してもらいたいということを考えておられたのです。ところが、大蔵省の国有財産課長 けだつたのです。しかし黒板先生を始め史跡の方の先生方は、あの城を失つては大変だというところから、どうしてもその 大蔵省では、あれを姫路市の高級住宅地として処分すると相当額の収入があるというので、ぜひあれを処分しようというわ う意味においては**、**姫路城を残した唐沢さんの功労は非常なものではないかと思います。当時**、**姫路の市長をしておられま か」というような会話のやり取りがあり仲々劇的でした。帰つてから間もなく、大蔵省から移管してもらいました。 んと大蔵省国有財産課長のお二人が 天守閣の上にお立ちになり、 ところが当時軍縮の関係で姫路の師団が廃止になつて、姫路城の大部分が大蔵省の財産に引き継がれておつたのですが、 大阪の浜寺に内務省所管の土地で大蔵省に移管してもいいものがあるから、それを兼ねて相談したいからということ 私が城の説明を申し上げたのです。 このとき、唐沢さん

んの功績を非常に感謝しなければならぬと思う、ということを私から申し上げたことがあります。 した滋岡さんにも、指定後に、 姫路城保存の功績は調査をした学者もさることではあるが、政治的な意味においては唐沢さ

村民に値えつける、だから絶対反対だといらよらな陳情に参りました。説得するのに約三時間ほどかかりまして、やつとそ 束を受けるだけで、 の承諾を得たというようなことがありました。 の田戸の宿舎に押しかけて参りまして、こんなところを名勝にしてもらうことは絶対に反対である、われわれの所有権が拘 八丁のときは、最後の調査には佐藤伝蔵先生と白井光太郎先生のお二人がおいでになりまして、私もおともして 参りま し ので困るという二つの例があります。これもやはり昭和三年に指定されておりますが、和歌山県と奈良県と三重県の境の瀞 それからもら一つ、その当時名勝などに指定されるのを運動してでもやつてもらいたいといらのと、所有権を拘束される その折には十津川武士の血を受けて気骨稜々たる奈良県の十津川の村長さんが村民の有志を連れて、下瀞と上瀞との境 何もこの地方にプラスにならないだけでなく、 名勝になると都会の青年子女がきて、悪い風習を純朴な

すから、 るだけ広い区域を名勝にしようということで猛運動がありました。県の観光事業の前哨戦のような意味もあつたかと思いま それと反対の例では、長崎県の雲仙であります。佐上信一さんが知事でありましたが、あれを名勝にしより、しかもでき 私どもが最後に視察に参りましたときには、 その所有権を拘束することのないように、 地理課の事務官児玉九一さんも一緒に参りまして、私有地が相当ありま いかにして範囲を縮めるかということを説得するのに苦心したことがあ

管反対の空気もあつたのであります。こんなことを申し上げていいかどうかわかりませんが、過ぎ去つたことだからいいか と思いますが、実は私が移管反対の理由書というものを起草させられた覚えがあります。先ほどもお話のありましたように、 それから先ほど下村先生からお話のありました文部省への移管の問題でありますが、実は内務省の一部には相当烈しい移

を受けて下さつたのが武井さん、七戸吉三さんなどの方々であります。 さんじやなかつたですか。 類例の少ない仕事ですから、引き継ぎのために約四十日ほど文部省に出張して、事務引継をしたのですが、そのときにそれ 時の局長さんは下村寿一さんでした。 課長は小笠原

文部省に移管前の事柄で承つておくようなことは、まだほかにありませんでしようか。堀切先生、 先ほどのお話以

外に何か思い出はございませんか。

それによつてこちらは指定したのですが、あれなどは所有者が指定を好まない例の一つでしたね。 といつて文句を言われたことがありました。ところが、東京府の副申書には所有者が同意したということが書いてあるので、 向島の百花園を名勝に指定するときに、所有者が非常に不満で、所有者が同意しないものをどらして指定するのか

国宝関係と一緒になつたわけですね。 そらすると、 先ほどお話のような経緯で昭和三年に文部省に移管されて、 文部省の古社寺保存課が保存課に改組さ

武井 そうです。

明治天皇聖跡保存

程もちよつと話が出ました、明治天皇の聖跡保存に関することなども大事業だつたのではないかと思いますが。 文部省に移つて以後の史跡名勝天然記念物の保存事業で、特に目立つたことではどんなことがありましよらか。

事が一つとりあげられました。それは、只今お話の明治天皇の聖跡保存に関する事柄でありまして、 についての考え方といいますか、そうしたものとは幾分観点をかえて考える必要がありました。明治天皇はおなくなりにな れも新しいものだけに、史蹟名勝天然紀念物保存法に規定する史跡として指定し、保存するためには、従来からの史跡の指定 私が保存行政の事務に携わつたのは、昭和五年から九年までの間でしたが、その間、史跡保存について、 明治天皇の聖跡はいづ 新しい仕

跡として指定することを始めたわけです。 り、また、いろいろな事績もはつきりしているときからすでに保存するということに、新しい意義を認めまして、聖跡を史 つてからまだ五十年もたたないのですが、 従来の史跡はたいてい湮滅しそうになつたものを保存するのですが、 むしろ 近代日本の基礎を 固められた 明治天皇の業績をたたえるといら意味も 加 いろいろな 事実 がまだはつきりしてお

軍次官のところに、その促進方をお願いに上つたわけです。すると、 管であつたので陸軍省に照会しましたが、仲々回答が参りませんので、黒板勝美先生に紹介していただいて、柳川(平助)陸 官が反対しておられるためだろうと思つて伺いました」と申したのです。陸軍当局が反対していた理由は、指定されますと、 か」とのお話でしたから、「文部次官から陸軍次官にお願いしてあるのにいまだに回答していただかないというのは、陸軍次 申しますと、 す。それらのものを対象に考えて聖跡保存の仕事が始められたわけであります。ついでに、 たことがありますが、その建物が現存しておつたので一 所というものがまず対象になりました。そのほか憲法記念館-になつて演習の実際をみそなわせられた所でありますが、その場所がたまたま習志野練兵場の中に残つており、 や九州にも行かれ、 日本を ほとんど 隈なく 行幸されて おるわけ ですから、 その行幸の都度の行在所、 御小休所、 どういう聖跡があるだろうかということが、当時話題に上つたわけ であります。 お若い時代から非常な御苦労をなさつて、 明治天皇の聖跡の一つとして習志野の練兵場の一部を指定したのであります。ここは明治天皇が、 西郷従道、徳川昭武、前田利嗣、そらいら重臣の私邸で、家屋や敷地が判然と残つているのが相当ありま 重臣との間柄の 非常になごやかであつたことを実証する 遺跡がだいぶ残つております。 ほとんど全国を行幸されたのです。東海道、 ―これを保存する。それから重臣の私邸を度々お尋ねになりました - これは、憲法の草案を枢密院で天皇臨御のもとに審議され 柳川さんは、「どらしておれが反対しているといらの 明治天皇は京都から東京に都を遷され その指定のことで、 陸軍省の所 雨にお濡れ 思い出話を

ただいたことがありました。 扱いができると思うから、ぜひすみやかに承諾していただきたいというようなことを話してお願いし、間もなく承諾してい できなくなることはまことに残念だから、実質的に拘束を受けることがないように、両省の相談でいかようにも便宜な取り の他国事全般に御関心が深く、 現状変更は所管大臣が文部大臣に協議しなければなりませんから、練兵場が自由に使えない、陸軍大臣が単独に使えないと いうような拘束を受けることは困るということにありました。そこで、柳川さんに対して、明治天皇は産業、教育、民生そ 特に軍事には一方ならぬ御軫念をあそばされたのですが、その遺跡の指定が陸軍省の反対で

存法に特別に賠償するという規定がない限り民事上の責任は、国にはないのだということで、当時の文部次官は中川健蔵氏 たことは瑕疵ある行政行為だから、それによつて生じた損害は国が補償すべきであるというので、文部省を相手に、民事訴訟 ず、事業不振のため、つぶれてしまつたのです。そこでこの指定によつて損害を受けた、しかも保存のできないものを指定し 湮滅にひんしましたので、 が、指定と同時にそれが許されなくなつた。しかし、表土をはがれた斜面に露出した硅藻土の古墳群は、風雨にさらされて の中には、絵のある壁面もあつて、 され、唐沢俊樹さんが地理課長時代にその指定が解除されております。これは硅藻土の山の斜面に発見された横穴群で、そ その事件を担当処理させられたのです。そして隠岐島の裁判所で実地検証が行なわれ、私は被告として出席したのですが、 が提起されたのです。その時、 でありましたが、弁護士に頼むまでもなく事務官で処理するようにということで、司法次官の小原 その他、保存課在勤中の思い出を二、三申し上げますと、内務省時代の仕事と関連した問題で、 隠岐島に飯ノ山古墳というものがありまして、ちようど堀切善次郎さんが内務省の地理課長時代に史跡に指定 いくばくもなくして指定は解除されましたが、 ビスケットの会社は、 折角の 指定解除にも 拘ら 私は事務官をしておりましたが、適法な行政行為によつて生じた損害は民法の適用外だ、保 非常に珍しいものです。ところが、そこはビスケット製造会社が工事してい たの です いまだに忘れることので 直氏に紹介され、

そのときの原告側の弁護士が上村 進という人で、当時も有名でしたが、 終戦後も無産陣営の闘士として活躍しておられた

今日もここに参ります前に裁判所に行つてきたのですが、この裁判の弁護士が上村 実は広島県にある名勝三段峡の現状変更を許可したのですが、その許可の処分は無効だといつて、 進という方ですが、その方ぢや 今訴訟になって

有光 そうでしよう。

安達 もら七十歳位の方です。

保存上許し難いという非常に強い反対意見があつたわけです。三好 次先生の御意見等もあつて、 それから私が保存課におりましたころに、奈良の春日山原始林に自動車道路をつける問題がありました。原始林の いろいろな条件をつけ、道路の使用も制限して、現状変更を認めることになりましたが、 学先生など強く反対しておられましたが、結局三上参 もみ

それから銀閣寺の裏山に庭が発見されましたね。 これは昭和六年ごろだつたと思います。 台風で裏山の崖がくずれ、木が倒れて、もとの銀閣寺の庭園の旧規が発

んでいますが、当時すでに問題になつていたわけです。 平泉の毛越寺と無量光院の遺跡が服部勝吉技師などによつて研究されまして、当時のタウン 斯界の注意をひきました。最近藤島亥治郎教授によつて発掘調査が行なわれまして、 広く一般の興味を呼 プランニングが相当

安達 明治天皇の聖跡で指定されたのは何件ほどでしよらか。

三百三十九カ所ですね。それで、明治天皇の聖跡を保存事業として取り上げたときには、予算で非常に苦労しまし

たが、そのときのことについて、 いますが。 有光先生、何かございませんでしようか。あれは予算が非常に取りにくかつたと記憶して

仕事が宮内省で始まつていたことが、聖跡保存の新規予算の成立に、有力な援護になつたと思りのですが、明治天皇の正確 説明資料を作つたのです。そのときには三上参次先生が、明治天皇御紀編纂事務局長をしておられました。 で詳細をきわめた日記を編さんしておられたのです。また、西郷(従徳)侯爵が会長の「明治天皇聖蹟保存会」といら民間団体 れをまた御事績に応じて、 ことから説明させられましたが、幸い、先ほど申しましたように、主要なものの写真はすつかりそろえてありましたので、そ 有光 そうでした。河原(春作)さんが会計課長で、 熱心な活動をしておりましたね。 産業とか、教育とか、軍事とかというように分類して、こういうようにたくさんあるのだという 力になつていただきました。まず聖跡とはどういうことなんだという

井宇多治郎という方がおられまして、 その当時たしか御紀編纂事務局の事務官でしたか、もうなくなりましたが、奈良帝室博物館長を後にされました藤 たとえば行在所、御小休所などの資料を収集しまして、それを元にして予算を取つた記憶があります。 その方にお願いして毎日のようにそこへ行つてずいぶん長くかかつて、一般的には公

有光先生の次に柴沼先生が課長におなりになつたのでございますね。

保存行政の予算を大幅に増額するきつかけになつたのです。災害復旧と称していささか便乗的なことをやりましたが。 政をやつてきました。 僕が引き継いだときは聖跡も始まつているし、一方では重要美術品も始まつているし、 私がやつているとき、 ちようど昭和九年に大暴風雨が関西を襲いまして、 これが実は国宝を含めての 至つて気楽なおもしろい行

柴沼先生のときでしたか、 昭和十二年ごろからと思いますが、 歴代天皇の聖跡保存の新たな予算を取つたことがあ

りますね

柴沼 青戸(精一)君のときですよ。僕はその前にかわつてしまつた。

庭園の修理費というようなものまで、国が補助することになつたのです。 しかも所要経費の半額までしか出せなかつた。ところが、風水害のおかげで、史跡たる家屋の復旧費や、 今の柴沼君の話を少し補足すると、 僕の時代には国の補助金は、標識とか注意札とかの管理に要する費用に対して 名勝たる

安達 そうすると、予算の面からは画期的なことですね。

有光 そうです。

は有罪の判決があつたと記憶していますが……。 言つても、どこからどこまでが、 事局へ行つていろいろ詳しい法律上の話し合いをしましたが、なかなかむずかしいものですね。たとえば国宝とか史跡とか でロケーションをやつたとき、 変つた話では、先程、 爆薬を使つたものですから土塀をこわしたのです。これが刑事問題になりまして、 有光君が訴えられた話をしましたが、逆に訴えた話があるのですよ。それは、 例えば、地下何メートルまでが史跡か、というような問題になりましてね。たしか、 日活が姫路城 私達も検 あれ

安達どれくらいこわされたのですか。

金額にしては大したものではありませんでしたが、 私どもはかなり強硬な態度をとつたのです。 おかげでその後はこういうような 事故は起きなかつたと 思いま 今、取り上げないと将来またどんなことをされるかもしれぬと

か六カ条ほどの条文でしたけれども相当ひどく拘束する。だから所有者がなかなか指定に同意しないで、困難する場合があ りました。元寇防塁は文部省へ移つてからではありませんか。 有光さんからお話があつたように、拘束する側は、保存施設の金額の半分ぐらいしか出さないで、 しかもわず

二井 そうだと思います。

高橋 あれもボスみたいなものの反対があつてね。内務省時代からの問題でしたが……。

ります。 まつたのです。 後楽園の周囲は土堤がめぐらしてあるのですが、その堤防が切れたため庭に水が張つて貯水池みたいなかつこうになつてし があるのですが、 ん苦労しました。そのほか京都の寺院庭園も非常にやられました。家屋も倒れましたし、また庭木の倒れたのもたくさんあ 後楽園の被害は、たしか、昭和九年だつたと思います。 昭和九年の風水害で岡山の後楽園が一番被害が多かつたのですが、吉永先生、当時の模様をお話し下さいませんか。 醍醐の三宝院庭園は最も被害が大きかつたですね。 流れ込んだ土砂が庭一面に沈澱してしまつて、芝生の上が一面に泥土になつたわけです。真中に大きな築山 築山の半分くらいのところまで土砂で埋つたのです。 後楽園の西側に隣接して旭川といり川が流れているのです。 この土砂が非常な量で、 これを取り除くのにずいぶ

神武天皇聖跡調査

女達 二千六百年記念の神武天皇聖跡調査はいつごろからですか。

月ごろから正式に調査が始まつたわけです。そのために「神武天皇聖蹟調査委員会」という諮問機関ができて実地調査とか文 受けたのです。僕の入る前にすでに、どういうところが聖跡であるかという基礎調べが始まつていたのですが、十四年の七 献調査とかいろいろの調査をやつたのですが、この調査では、今までのように本省の調査員が調査したものを諮問するとい この調査が終つたのは十五年の四月ごろではなかつたかと思います。 調査を引き受けたのは十三年の六月じやなかつたかと思います。紀元二千六百年奉祝会から文部省が調査の委嘱を われわれが調査したものをもとにして、委員の方がたも実地調査をするという非常に慎重な調査をやつたわ

これは十五年八月までに完成するということになつていましたから。

井さんもそうですけれども、課をあげてこれに当つてやつと間に合つたのです。 ほとんど毎月出張というような状態でした。このときの課長は青戸さんという方で非常に熱心な方でして、

天皇の聖跡と申しますか、各地の伝説が約百五十ヵ所ほどありまして、それを実地調査や文献調査によつて検討したのです きると逐次それを昭和十五年八月までに奉祝会に回付するということ、それからもう一つは、経費はおよそ十万円でやると 祝会から正式に委嘱状が来まして、文部省としましても検討したわけですが、それには、三つの条件があつたのです。 話をいかがですか。 こともありまして、 いうことです。 調査に関する事務は十六年の九月末までに完了するといりこと、次に保存顕彰施設を要するものについては、調査がで 結局聖跡として顕彰碑の立つたのは十九カ所でした。その間地方から陳情もありますし、また、 このときは、その経費が十万円でした。大体今黒板さんからお話がありましたが、十三年六月に紀元二千六百年奉 そこでいま申されたとおり、保存課では、尽夜兼行で尽力して予定通りに運んだわけです。その当時、神武 当事者の苦心は並大低ではありませんでした。そのときの思い出の一つですが、黒板さん、 ずいぶん議論し合つた 高千穂宮の

洗りべきものではないのですが、調査ということになると、その辺のかね合いというものがむずかしくなるわけです。南の 穂宮も探さなければならぬという一応の公式的な考え方はあるのですが、現実にどこかということになりますと、 三陵というのは南の方を中心にしておりますから、公式には南の方になつておるのです。ですからその辺を中心にして高千 るという説と、現在の霧島山を中心とする地帯であるという説との二つの伝えがあるわけです。しかし、霧島神宮とか神代 しい問題になります。 高千穂宮は宮崎県だとか鹿児島県だとか、ちようど今の富士山の争いのようなことが古くからあつ たの です そらですね。実は、高千穂宮については、宮崎県の北部で、大分県との境に近い西臼杵郡高千穂町自体であ 一体、伝説というものは、 やはり野に置け蓮華草のようなものでありまして、元来は目に角を立てて 矢張り難

児島の両県がお互いに牽制し合いまして、調査の際にも、宮崎県側では、鹿児島県がわれわれにどのくらいサービスしただ が、その時分にも、高千穂宮というのは霧島山のふもとだというが、鹿児島県側か、 敗談を申しますと、 ときだからことに地元の接待を遠慮しようということになつていましたから、 ろうかということを調べておいて、鹿児島県で自動車に乗つたらこつちへ来ても乗れというのです。われわれも、 すから、出された資料を大急ぎで拝見しただけで、直ぐ次のところへ行つてしまつたのです。すると、あとで地元の人たち むしろ派生的なことでずいぶん弱りました。 今度きた人はお茶一ぱいも飲まないで行つてしまつた、けしからぬじやないかといつて県庁へどなり込んできたという その方の苦労が半分はありました。妙なところから問題が大きくなるものでして、 何というか、あまりにそつけない態度じやないか、ということだつたらしいのですけれども、 **庭児島県のある伝説地を調べに行つたときのことですが、その日は非常に日程が取り込んでいたもので** 結局高千穂宮というものは、 何分古いことなので場所はわからないということ その接待をのがれるのが大変で、 宮崎県側か、ということで、 たとえばちよつとした失 調査もな

先生、あの方は神武天皇の聖跡調査にはずいぶん指導的な立場をとつておられた方ですが、あのまま時世が進んでいけば指 定せざるを得なくなるだろうと言つておられました。けれども、こういうふうに時代がかわつてしまつたから。…… こうした種類のものについては、全力をあげて調査してわかるところまでいけばそれでいいのではないのかと思います。 この聖跡調査は、調査して顕彰碑を建てるということだけで、指定ということにはならなかつたのですか。 当時は奉祝会にその結果を回答すると同時に、官報で告示するわけにはいきませんので、官報の彙報欄に掲載した 神武天皇の聖跡というのは、何といいますか、 この辺だろうという由緒地なんですね。しかし、

業との関係もあり、 板博士も、神話、伝説というものが史学の上で占める地位ということについて意見を述べられて、 後というように言われていましたが、それは遺物や遺跡の確認によつて文献の記述等と対照して実証しうる歴史の時代とい こで、神武天皇の鳥見霊畤を史跡として指定することについては、政府当局としては、請願の都度、その取扱いに苦労して いを異にしなくてはならないところに非常な苦心が払われておつたのだろうと思います。 うことでありましよう。それ以前のことを史実として扱うことについては**、**従来、 毎年のように議会に提出される請願があるのです。それは鳥見霊畤の指定の問題です。史跡では、よく推古天皇時代以 色々と皆さんのお話を伺つていると、だんだんと思い出してきましたが、神武天皇聖跡の調査の仕事が始まる前 そらいらよらな問題がやはり「神武天皇聖蹟調査委員会」に引継がれているわけです。このことについては、黒 神武天皇の聖跡を保存顕彰する措置がとられることになつたと思りのですが、従来の史跡の指定とは扱 相当慎重な態度がとられていました。そ 紀元二千六百年の記念事

戦争というのは明治何年にあつたか、 に身近かに感じておりますけれども、 な影響を世間に与えるかということを考慮しなくてはならないと思いますし、また、 様のことが言えるのではないかと 思いますね。そこで、今日のような 時代に、明治天皇の 聖跡を指定した 場合にどのよう たときに非常な誤解を受けるかも知れないということなんですが、やはり日本の古い 本に書 いてあることは、 系統的にわ か、ということは調査する必要があると思りのです。ただ問題は、今日のよりな過渡的な時代には、 かるところはできるだけ精密に調べることが必要だと思います。 歴代天皇の聖跡で、神武天皇でも明治天皇でも-- とにかくたとえば鳥見霊畤でも、奈良朝時代の人がどらいらよらに考えていたか、その場所をどこと思つていた と聞かれるくらいですから、 今の若い人たちにとつては、 --神武天皇の例を挙げることは今はあまり適当でないかも知 先ほどの下村先生からの明治天皇の聖跡についても、 明治天皇の聖跡を取扱り場合にも、 必ずしもそうではないんじやないかと思います。 われわれは明治時代というものを非常 それが世間に発表され 明治時代というもの 日露

ろまでいちいち指定していたらきりがないというような話もありましたが、 ら取り入れていくようにしたらと思うのです。明治天皇の御巡幸の聖跡にしても、天皇が町長のあいさつを受けられたとこ すが、明治時代を、近代日本の基礎を築いた時代として日本歴史の上に大きく取り上げて、 史跡保存運動が最近一般的に起つておりまして、鷗外先生の生れた津和野の家を指定してほしいというような話もあるので をもつと大きく体系的に考えてその観点の下に聖跡を取扱らべきではないかと思らのです。たとえば、明治時代の文学者の かし明治史を全体としてみた場合、 御巡幸といら事柄の意味といいますか、重要性がはつきりとしてくるのではないかと思 もちろん、そういう場所もありましょうが、 明治天皇の聖跡も、その観点か

戦時中及び戦争直後の保存行政

について何かお話願いたいと思います。日光の杉並木の伐採の話か何か出たことがございますね。 念物の保存行政に対しても、何か制約というようなことが生じたのではないかと思いますが、そういうことに関連した事柄 次に、戦時中から戦後にかけてのことをお話願いたいと思います。戦争遂行上の必要から、 史跡名勝天然記

番にやり玉にあげられたのが日光の杉並木で、これを伐採して木造船の柱にするという話が出たのです。そのときに敢然と して今日ああやつて残つておりますので、保存事業の関係としては一異彩をなしたものではないかと思います。 当これは買つてもらつてもいいのじやないかと思います。全く当時あれは危険な状態にありましたが、これがために幸い して反対しまして、よらやくそれは食いとめたのです。この努力というものは今あまり世間では知られておりませんが、相 ええ、 それはだんだん戦争が激しくなりましたとき、木造船を作るという話が出てきたのです。 そのとき、

んが宮司をしておられまして あのときは私が本田正次先生にお供をして並木を歩きましたが、当時東照宮には、 結局会津街道のところで四十本切るとかいらことで手打ちになつたのです。 いま日枝神社におられる斎藤さ

安達少しは切つたのですか。

高橋切らないうちに終戦になりました。

言つておりましたが、まああれも一種の精神運動でしようね。 何百年もたつた木はあぶらがなくて竜骨にも何にもならないそうです。 四十本では切つても意味がないということで切らないでいたのですね。それに、木材関係の人に聞くと、 船長室の飾りの羽目板に使うといいでしよう、と ああいう

明治天皇の聖跡の標識のようなものは取りはずせという通牒が出されましたね。

名勝天然紀念物 あれは別に取りはずさなくてもいいのです。指定になつたということがわきに書いてありましたね。 文部大臣指定」というあの文部大臣指定というやつを削ればいいというのです。 つまり、「史蹟

日光では削りませんでした。全部ほおかぶりでそのまま通つております。

安達 それから、その前にもう一つ、 吉見百穴に防空壕を作る話がありましたね。

事の穴はあいたままになつております。 ました。ちようど突貫工事をやつている最中でしたが、とうとうあれも使わないじまいで終つたようでした。 地としてはほとんどでき上つたのです。今でもその穴はあいたままに残つておりますが、そのとき軍需省からたしか、神田 さんという軍人さんが、こちらからは一 なつていたけれども、その表面の一番下から二つ三つ横穴をつぶしましてね、中へずつと掘り込みまして、工場の地下の敷 す。吉見百穴というのは丘の表面になつているところにあるのですが、結局表面には何ら傷をつけないでやるということに るという話が出たのです。吉見の百穴はやわらかい凝灰岩の 岩山ですから 掘りいいので、地下工場 を作ろう というわけで あのころは軍需会社も軍部も一本みたいなものでしたから、……昭和二十年に中島飛行機の工場を吉見の百穴に作 -あそこのヒカリゴケが指定になつているので、 本田先生と武井君と私が行き そのときの工

らな制約を受けましたか。 安達戦後占領軍がきて、 いろいろ干渉とか指令があつたわけですけれども、 史跡名勝関係の行政に対してはどらいらよ

省はこれこれの手段でいつからいつまでの間に実施しろという強い指示があつて、当時私は向らへ行つて、たしかリーとい 頭の指示があつたことです。これが二十三年の五月であります。 問されまして、解除することになつたわけです。そのとき全部で三百七十七件解除したわけです。同時にそれを各都道府県 れはただ省議だけで決めるわけにはいきませんので、五月二十日、緊急に「史蹟名勝天然紀念物調査会」を開き文部大臣から諮 この問題が起つたのですが、 直ちに省議を開いていただいて解除の方針をきめていただくことになつたわけです。しかしこ 戻りました。 知事に対して文部次官から通牒し、 う方だつたと思いますが**、** く解除しろというのです。そこでそれは私の一存では何とも言えない、これは史跡保存のうえから重大な問題だ、といつて 特になかつたわけですが一番問題になりましたのは、 今ここにおいでになる柴沼先生が局長で、 有光先生が次官でいらつしやつたときかと思いますが、そのときに どうして解除する必要があるのかときいてみたのですけれども、理由は言わないのです。とにか 同時に新聞発表をして、特に文部大臣談というものをいたしたわけです。 先ほど出ました明治天皇の聖跡を全面的に解除しろといり口 しかもそのとき司令部からは、 解除するについては、

安達どんなことが書いてありましたか。

紀念物調査会を開催した。当日は会長筑波藤麿氏外委員及び臨時委員十二名出席、今般文部大臣から諮問となつた別記史蹟 名勝天然紀念物保存法によつて指定されている明治天皇の史蹟を解除する件について慎重審議の結果、原案通り指定解除す 蹟名勝天然紀念物保存法によつて史蹟として指定し保存してきたのである。 ることに可決し十時三十分散会した。」「文部大臣談(文部省においては、主として昭和八年十一月以来明治天皇の史蹟を史 その資料を持つていますから、 ちよつと読んでみます。「五月二十日午前十時文部省会議室において史蹟名勝天然 しかしてこの史蹟は、 明治天皇の行在所、

来考慮したいと思う。」こういうものです。それで特に有光次官から今後のこまかい取扱い方を通牒したのです。 ある。なお、明治天皇の史蹟から離れて別個の形によつて保存するものがあれば、これはあらためて文部省として指定方将 その性格並びにその及ぼす影響について考慮を要すべき点が多いので、今般全般的に指定を解除することとしたので 行幸所、大本営、御講評所、御野立所等である。 しかるに、 これらの史蹟の 指定が新憲法の 精神にそわないと認め

女達 そこで、指定という言葉を削ればいいというのですか。

うことは

取れということになったのです。 「史蹟名勝天然紀念物「文部大臣指定」とありますね。その文部大臣指定といり文字を削れ、すべて文部省云々とい

が、聖跡として壁紙の張りかえをやるのはいかぬとかいらのです。 ているのがあつたのですが、 その壁紙の修理のことまで 指示してきました。 あのときはずいぶんいろいろとこまかいことを言つておりましたよ。ある役場で明治天皇の聖跡として指定になつ 役所の 一部として壁紙を張りかえるのはいい

安達 それは向らがそら言らのですか。

黒板 そらです。

けないというのです。 所有者みずからがそのものを保存するということについては問題にしないで、国とか地方公共団体が関与しては したがつて、標識などもむろん公共的な色彩があつてはいけないという考え方なんですね。

説明できないのです。しかしこれはわれわれの方も了解してやらなければいけない。向らの内部事情がおよそくみ取れるの から、それを通じて政治的見地でわれわれに言つてきていたのだと思います。したがつて、当事者は理由をわれわれに十分 当時の司令部としては、CIEのようなところが直接発案したとは思われない。司令部のもつと別な強力なところ そうして、 明治天皇という神格化されたものを国家が顕彰するということを除いたほかの史跡とか、

法というものの価値はむしろわかつておつたのだろうと思いますが、とにかく明治天皇というところだけが向らの気にさわ か、天然記念物とか、そらいらものについては非常に同情的でした。だから、われわれが直接接触した人は、こらいら保存 つたらしいのです。

安達 要するに、神格化しているというところがいけないというのですね。

のです。 柴沼 そらいらことだろらと思いますね。 しかし当時は、 そういう意味ではなくて、もつと政治的な含みがあつたと思う

黒板 あの当時は日本の歴史がなんだかんだといわれていたときですから、 史跡の方は何を言われるかと思つて疑心暗鬼

です。現に顕彰碑が十九カ所立つておりますし、 あの指示が出たときに気になつたのは、 ああいうものをどうしたものか、と心配したことがありました。 神武天皇の聖跡顕彰などやつて、 これは首ものじやないかと心配したもの

てあると言つていました。 は、だれがやるのかわからないが、いつもきれいに手入れされているそうです。草も刈つてあるし、 きよりも奈良県の課長になつて行つている坂元君が来て、別のことから話が出たのですけれども、神武天皇顕彰碑 玉石などもきれいにし

はり一つの伝説の史跡としてお取扱いいただくということは、 ことを放送していた人がいるし、 ういうものを残す意味において非常にいいのではないかと思います。私はあのころ、「史蹟名勝天然紀念物」という雑誌に**、** しかしもう独立してからだいぶたつのですから、先ほどの黒板さんのお話のように、神武天皇の聖跡というようなものもや 終戦直後、文部省の図書編集官の人で、子供の時間に高天原は作りごとだ、神風は二百十日の台風だというような また読売新聞で、五段抜きぐらいの大見出しで神国抹殺論をやつたことがあるのですが、 民族の心のふるさとというか、

とはいえないと思うのです。そういう意味において、ああいう美しい一つの夢を残しておきたいですね。 というものが聖跡の上にまざまざと残つているような気がします。だから、必ずしもこれが後世でつち上げたものばかりだ ことなどを読んで現地をずつと歩いてみますと、やはりあれを書いた当時の奈良朝時代のわれわれの祖先の一つのあこがれ 大和における神武天皇の聖跡について十二、三回続けてつぶさに書かしてもらつたのですけれども、日本書紀に書いてある

いかにも神経質になつているという感じですね。 神話というものに一般の人があまり神経質にならずに、もつとおおらかな気持になつてくれればいいと思うのです

先ほど髙橋先生からお話が出ました「史蹟名勝天然紀念物保存協会」はいつまで続いたのですか。

黒板 私の部屋に看板があります。

安達 これはどうも失礼いたしました。

武井 内務省当時の金看板がそのままございます。

安達 終戦後いつごろまで雑誌をやつておりましたか。

戦争中はやつておりましたが、 終戦後やめになりました。文化財保護委員会発足前に、 惜しいからということで、

漫画家の宮尾しげをさんの御世話で「花の木」という名前にかえて三号ばかり出しました。

花の木という名前をつけて出したわけですが、経費の行きづまりで廃刊したわけです。 花の木という名前が面白いですし、史蹟名勝天然紀念物保存法で一番最初に指定されたものの一つなので

柴沼 ああいうものはやる気の人がいないとなかなかできないものですね。

それに、元は文部省から毎年度四千五百円の奨励金を保存協会に出していて、それで印刷費をまかなつておつたの それが終戦後ああいう団体には奨励金は出ないということになり、すつかり参つてしまつたのです。



が生れる気運もできたので、その点では終戦後の占領政策というものは功罪ともにあるということですね。 占領軍が文部省の保存行政に干渉したことは事実だけれども、今度は反対にそのために文化財保護法や保護委員会

何かそのほかに、 戦後の史跡名勝天然記念物保存行政についてのお話はありませんか。

黒板 戦後司令部から、濫掘防止の指令というか指示というか、それがあつたことがありますね。

安達 それはいつごろですか。

という指示があつたのですが。ときどき電話をかけてくるのです。どこそこが掘られているが、 に…。 昭和二十四年ごろじやなかつたかと思います。いろいろの貝塚とか何かが濫掘されるので、濫掘防止の措置をとれ あれはどうかとい

安達 司令部の方から電話がかかつてくるのですか。

かけになつているのです。 ええ。どこの遺跡がまた掘られたが、、あれはどらかというのです。 そらいらことが埋蔵文化財保護の一つのきつ

安達 登呂の遺跡は本省でやりましたね。

ラの工場を作るため、地ならしをしていたら出てきたのです。 あれは地元の静岡県や静岡市が中心でした。あれは昭和十八年ごろに始まつたのです。 住友がたしかプロ

古墳の発掘調査について当局ではどんなふらにお考えになつておりますか。

のの取扱いは非常に欠陥があつたわけです。それがああいら司令部の指示があつたりして、 今は法律で埋蔵文化財の取締まりがあり、発掘するには届出が要るわけです。保存法時代までは、発掘というもの 宮内省の御陵墓調査という面からの取締まりもからんでおりましたが、貝塚とか、 それから文化財保護法に埋蔵文 そらいらも

化財という扱いができまして、取締まりが一貫するようになつたわけです。

考えても非常に欠けている点があり、宗教的とか道徳的に見てもどうかと思われた時代があつたわけですけれども、このご というようなことがあり、これは史跡の保存という面から考えても、また、埋蔵されている死者に対する礼儀という点から ろはそらいら点はだいぶ取締まられているわけですか。 ことがあり、そら必要があるとも思えないようなものまで発掘する。 それで私どもはそういう教育ばかり受けてきたわけです。ところが戦後古墳の発掘ということが一つの非常な流行になつた 内務省時代には、黒板先生を始め史跡の関係の方は古墳の発掘というようなことを非常にきらつておつたですね。 しかも、大した権威者も立ち会わないでやつてしまう

やる人はままございますけれども……。 一般的にだいぶ理解されてきたし、従前から較べるとずいぶんよくなつて参りました。しかし、それをないしよに

ぜひ記録にとどめまして将来長く伝えて参りたいと思います。どうもありがとうございました。(了) きようは、長時間にわたりまして非常に貴重なお話を伺いましてまことにありがとうございました。本日のお話は